



証券コード 9832
平成 24 年 6 月 1 日



クルマのことなら  オートバックス

株式会社 オートバックスセブン

第 65 期 定時株主総会



□ 決議事項

- 第 1 号議案：
剰余金の処分の件
- 第 2 号議案：
取締役 8 名選任の件
- 第 3 号議案：
監査役 1 名選任の件

オートバックスチェーン経営理念

オートバックスは、常にお客様に最適なカーライフを提案し、豊かで健全な車社会を創造することを使命とします。

オートバックスセブングループ行動規範

オートバックスセブングループの役員および従業員は、あらゆる企業活動の実践において、すべてのステークホルダーの方々と信頼関係を深めながら、ともに成長していくことを目指すとともに、以下の「行動規範」を遵守します。

（お客様に対する姿勢）

私たちは、お客様の立場に立ち、その安心・満足・信頼を旨とし、最良の商品・技術・サービスを提供し、お客様のニーズにお応えします。

（従業員に対する姿勢）

私たちは、お互いの人格・個性を尊重し、健全な職場環境を追求します。

（お取引先様に対する姿勢）

私たちは、全てのお取引先様と公正な取引関係を構築し、関係法令および契約に従って誠実な取引を行います。

（株主・投資家の皆様に対する姿勢）

私たちは、上場会社であることを念頭に置き、その社会的責任を自覚し、正確な企業情報を適時・適切に開示することにより、正しい評価・理解をいただきます。

（社会に対する姿勢）

私たちは、社会の一員であることを自覚し、社会のルールに従うとともに、絶えず変化する社会の期待、要請に応え、より良き社会の実現に向かって行動します。

（会社財産に対する姿勢）

私たちは、有形・無形を問わず、会社の財産・権利を適正に管理・保護し、不正な使用を行いません。また、他者の財産・権利を尊重します。

（反社会的勢力に対する姿勢）

私たちは、市民社会の秩序や安全に脅威を与え、企業の健全な発展を阻害する反社会的勢力に対しては、断固たる姿勢で臨み、一切の関係を遮断し、不当な要求は拒絶します。

※平成21年12月25日改訂 「オートバックスセブングループ行動規範・行動指針」より、行動規範のみを抜粋

目 次

第65期定時株主総会招集ご通知		3頁～
第65期定時株主総会招集ご通知 添付書類	第65期事業報告	6頁～
	第65期連結計算書類	44頁～
	第65期計算書類	56頁～
	第65期監査報告書	66頁～
第65期定時株主総会 参考書類		72頁～

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

参考書類

株 主 各 位

(証券コード 9832)

平成24年6月1日

東京都江東区豊洲五丁目6番52号

株式会社 オートバックスセブン

代表取締役 湧 田 節 夫

第65期定時株主総会 招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第65期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席いただきますようご通知申し上げます。当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成24年6月26日(火曜日)午前10時

2. 場 所 東京都江東区東陽六丁目3番3号
ホテルイースト21東京 3階 永代の間

(開催場所が昨年と異なっておりますので、末尾記載の会場案内図をご参照いただき、
お間違いのないようご注意ください。)

3. 目的事項

- 報告事項 1. 第65期(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)事業報告、連結計算書類
ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第65期(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役8名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件

4. その他議決権行使に関するご案内

- (1) 当日ご出席いただけない場合は、郵送（議決権行使書）または、インターネット（電磁的方法）により議決権を行使することができます。

後記の株主総会参考書類をご検討の上、平成24年6月25日(月曜日)午後5時50分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

① 郵送による議決権の行使

同封の議決権行使書に、議案に対する賛否をご表示の上、上記の行使期限までに到着するようにご送付願います。

② インターネットによる議決権の行使

「インターネットによる議決権行使について」(89頁)をご確認いただき、議決権行使サイト(<http://www.webdk.net>)にアクセスし画面の案内にしたがって議案に対する賛否をご入力の上、上記の行使期限までに受信ができるようにご送信ください。

- (2) 郵送による議決権行使において、各議案に賛否の記載のない場合には、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。
- (3) インターネットによる議決権行使が複数回行われた場合で、同一議案に対する議決権行使の内容が異なる場合には、最後の議決権行使を有効なものとして取り扱います。
- (4) 郵送とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱います。
- (5) 当社は、株式会社ＩＣＪが運営する「機関投資家向け」議決権電子行使プラットフォームに参加しております。管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、当該プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権電子行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。
- (6) 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となります。
- (7) 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、当社ホームページに掲載いたします。(<http://www.autobacs.co.jp>)

以 上

議決権行使のご案内

株主総会における議決権行使は、株主の皆様の重要な権利です。是非とも議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

議決権の行使には以下の3つの方法がございます。

①株主総会に出席する場合

議決権行使書を会場受付に提出



②議決権行使書を郵送する場合

各議案の賛否を記入のうえ投函



③インターネットによる議決権行使の場合



89頁～95頁をご参照ください。
6月25日午後5時50分受信分
まで有効

第65期定時株主総会招集ご通知 添付書類

第65期 事業報告

自 平成23年4月1日
至 平成24年3月31日

1. 企業集団の現況

(1) 事業の経過および成果

【事業環境と当社グループの対応】

当連結会計年度における国内の自動車関連消費につきましては、季節や地域によって当社グループの業績に影響を与えるような様々な事象が多く発生した一年となりました。期初から第2四半期までは東日本大震災後のサプライチェーンの寸断などによる自動車やカーナビゲーションの生産台数の減少があったものの、7月の地上波テレビのデジタル放送への移行に伴う車載用地上波デジタルチューナーの需要が増加いたしました。第3四半期から第4四半期においては、タイの洪水被害による一部カーナビゲーションの生産停止などがあったものの、サプライチェーンの復旧とエコカー補助金制度により自動車販売台数やカー用品需要が回復いたしました。さらに例年に比べて降雪量が多かったことによりスタッドレスタイヤの需要が高まりました。また、東北地方においては、震災復興に伴う自動車やカー用品に対する需要の高い状態が継続いたしました。

【国内事業の概況】

このような事業環境の下、当連結会計年度における日本国内のオートバックスチェーン(フランチャイズチェーン加盟法人店舗を含む)の全業態の売上高は、前年同期比で既存店0.1%の増加、全店では0.9%の増加となりました。

「カー用品販売」におきましては、タイヤ、オイル、バッテリーといった自動車のメンテナンスに関わる商品に重点を置き、店舗の品揃えや販売体制を整備すると共に、新聞広告、テレビCM、チラシなどを連動させた販売促進活動を展開いたしました。タイヤの売上は、気候や震災の影響によりスタッドレスタイヤからノーマルタイヤへの履き替え時期が4月以降にずれ込んだこと、ナショナルブランドタイヤの値上げ、さらに日本海側を中心に例年より降雪が多かったことなどにより増加いたしました。カーエレクトロニクスでは、震災やタイの洪水によりカーナビゲーションの品揃えに影響があったものの、地上波テレビのデジタル放送への移行に伴い、車載用地上波デジタルチューナーや据え置き型のカーナビゲーションの販売が台数ベースでは好調でした。しかしながら売れ筋商品の変化に伴う単価下落により売上金額としては前年比で減少いたしました。車内アクセサリーやインテリアは第2四半期までは新車販売台数の不振の影響により売上が減少しましたが、その後の新車販売台数の回復に伴い、第3四半期以降の売上は前年を上回る水準に回復いたしました。

「車検・整備」は、震災や販促活動の自粛などにより第1四半期において売上が伸び悩んだものの、第2四半期以降は電話による販促活動や店舗における継続的な取り組みにより回復し、車検実施台数は前

年同期比7.3%増加の約53万5千台となりました。

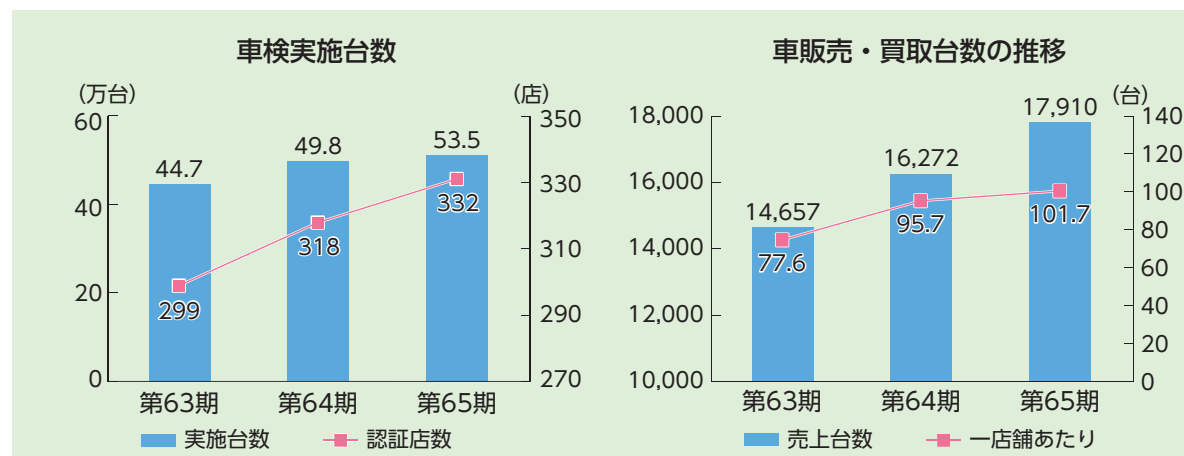
「車販売・買取」は、第2四半期までは前年度に比べて新車の販売台数が減少した一方、被災地における中古車需要の高まりに応じて中古車市場が活発化し、店舗における買い取りと主に東北地方の小売売上が好調となりました。第3四半期以降はエコカー補助金制度の復活などもあり新車の販売台数が回復いたしました。この結果、当連結会計年度の販売台数は前年同期比10.1%増加の約1万8千台となりました。

【東日本大震災の影響】

東日本大震災後の当社グループの復旧状況等につきましては、前年度の事業報告にて平成23年5月末日までの状況を記載しておりますが、その後の状況といたしましては、営業を停止していた「オートバックス石巻店」、「オートバックス多賀城店」の2店舗が8月に復旧し、営業再開いたしました。

東日本大震災による当社グループの業績に対する影響につきましては、震災の影響による商品の品揃えや新車販売の低迷に伴うカー用品需要の低下など、売上を減少させる要因があった一方、被災地を中心として、生活の足もしくは復興のための手段としての自動車およびカー用品の需要は高く、福島、宮城、岩手3県のオートバックスチェーン全店の売上は前年比約20%増加いたしました。

震災による当社グループへの売上高に対する影響は若干のマイナスであったものと考えますが、販促活動の見直し、物流体制の変更、節電など経費の削減につながることもあり、利益に対する影響は大きくなかったものと考えています。



国内の出退店の状況につきましては、中期経営計画の目標に沿ってオートバックス23店舗の新規出店を実施いたしました。また、他業態からオートバックス事業への業態転換による出店を4店舗、オートバックス業態のリロケーションによる出店を4店舗、オートバックスセコハン市場のリロケーションによる出店を2店舗実施いたしました。一方、オートバックス1店舗、オートバックスエクスプレス2店舗、オートバックスセコハン市場を3店舗退店いたしました。この結果、国内オートバックスグループ全体の店舗数は、前連結会計年度より17店舗増加の530店舗となりました。

第65期の出退店

期末店舗数530店舗（前年度513店舗）

	平成23年3月31日現在 店舗数	出店	業態転換・S/B・R/L※		退店	平成24年3月31日現在 店舗数	増減
			開店	閉店			
オートバックス	404	23	8	4	1	430	26
スーパーオートバックス	76	0	0	0	0	76	0
オートハローズ	5	0	0	4	0	1	△4
オートバックス セコハン市場	21	0	2	2	3	18	△3
オートバックス エクスプレス	7	0	0	0	2	5	△2
合計	513	23	10	10	6	530	17

※S/B：スクラップ・アンド・ビルド、R/L：リロケーション



オートバックス・阿南店（徳島県阿南市）
新築オープン 平成24年3月15日



オートバックス・日田店（大分県日田市）
新規オープン 平成23年10月21日

【海外事業の概況】

海外事業の状況といたしましては、フランスでは、第2四半期以降に欧州の経済不安や前年と比較すると暖かな気候の影響を受けたものの、タイヤやカーエレクトロニクスを中心とした販促活動により店舗売上と粗利率が改善し、販売費及び一般管理費のコントロールができたことから収益が改善いたしました。中国では、現地フランチャイズチェーン加盟法人が運営する1店舗が退店し、上海において5月に現地子会社による直営2号店を出店いたしました。引き続き直営店舗ではオペレーションやお客様の認知度向上などビジネスモデルの構築に努めております。また日本・アジア店舗向けの卸売や日本向けの輸出などの増加により、売上は増加し、営業損失は前年度より減少いたしました。シンガポールでは12月に3号店となるロイヤン店を出店し、現地における圧倒的な競争優位性を背景に売上および営業利益が増加いたしました。一方、タイでは政情不安や洪水などの影響により収益が若干悪化いたしました。また、台湾において、フランチャイズチェーン加盟法人が、1店舗出店いたしました。

なお、海外における当連結会計年度末の店舗数は、フランス11店舗、中国4店舗、シンガポール3店舗、タイ4店舗、台湾5店舗の合計27店舗であります。

【連結業績の概要】

当社グループの当連結会計年度における売上高は、前年同期比0.4%増加の2,373億42百万円となりました。

主にフランチャイズチェーン加盟法人に対する卸売部門につきましては、カーエレクトロニクス、車外用品、カースポーツ用品などの売上が減少したものの、タイヤ・ホイールの売上は値上げ前の駆け込み需要や冬季のスタッドレスタイヤの高い需要により増加いたしました。さらに新規出店した店舗への商品の納入や売場改装に伴う店舗への什器の売上が増加したこともあり、卸売売上は前年同期比0.7%増加いたしました。

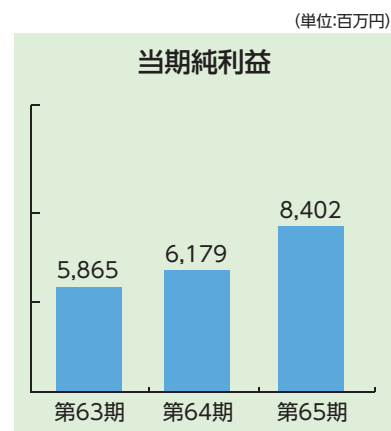
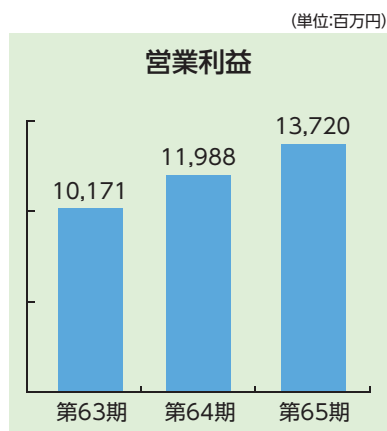
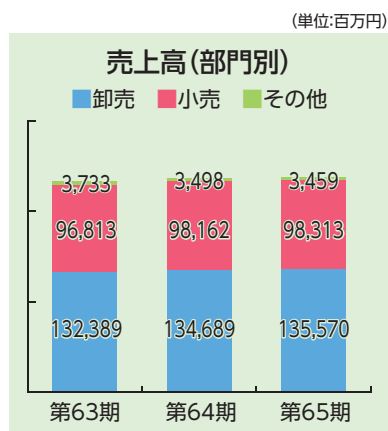
主に直営もしくは子会社が運営する店舗で構成される小売部門につきましては、商品別の売上は、前述の「国内事業の概況」と同様の動向であります。これに加え、直営の中古カー用品店の閉店や一部店舗の改装に伴う休業など売上が減少する要因もありましたが、新規出店した店舗の売上が上乗せされ、前年同期比0.2%増加いたしました。

部門別売上高の状況

	第64期 〔平成22. 4. 1から 平成23.3.31まで〕		第65期 〔平成23. 4. 1から 平成24.3.31まで〕		増 減 額 (百万円)	増 減 率 (%)
	金 額 (百万円)	構 成 比 (%)	金 額 (百万円)	構 成 比 (%)		
卸売部門	134,689	57.0	135,570	57.1	880	+ 0.7
小売部門	98,162	41.5	98,313	41.4	150	+ 0.2
その他(注)	3,498	1.5	3,459	1.5	△ 39	△ 1.1
合計	236,350	100.0	237,342	100.0	991	+ 0.4

(注)「その他」は不動産賃貸収入およびリース料収入であります。

売上総利益は、仕入原価の低減や販売価格の見直しに努めたことなどにより粗利額が改善し、前年同期比1.7%増加の770億36百万円となりました。販売費及び一般管理費は、新規出店や売場改革に関わる費用が増加いたしましたが、震災後の販促活動の抑制やあらゆる経費の削減に努めたことなどにより、前年同期比0.7%減少の633億15百万円となりました。これらの結果、営業利益は前年同期比14.5%増加の137億20百万円となりました。経常利益は、営業外損益において、主に前年と比較して為替差損が減少した結果、前年同期比17.2%増加の153億7百万円となりました。また、特別利益として関係会社株式売却益64百万円、特別損失として店舗の移転や退店に伴う固定資産の売却損や減損、店舗整理損など1億55百万円を計上いたしました。これらの結果、当期純利益は前年同期比36.0%増加の84億2百万円となりました。



【中期経営計画の進捗状況】

当社グループは、平成22年5月に発表いたしました「オートバックス 2010 中期経営計画」に基づいた事業戦略、財務戦略およびCSR・ガバナンスの各施策を実施いたしました。

国内事業の抜本的な強化を目的とした重要な施策であります「既存店改革」は、当初の計画通りに店舗改装を完了し、「人材改革」においても、店舗従業員に対する接遇教育を当初の計画通りに実施いたしました。これらの改革を進めてきました結果、当社グループがさらなる成長を遂げていくための土台が整いました。また、「新規出店」についても、組織体制を強化した結果、ほぼ計画通りに進捗いたしました。

		中期経営計画の狙い	当連結会計年度の取り組み
事業戦略	国内事業強化	国内FC事業強化 ・店舗収益力の改善 —オートバックス既存店 営業利益率 6.9% ・市場シェアの向上 —オートアフター 市場シェア 18%	・オートバックス業態の売場改装完了 217店舗の改装を実施 売場改装効果の検証と改善 ・接遇研修8,856名の受講修了 ・23店舗の新規出店 ローコストモデルの開発 平成24年度出店に向けた物件開発
	海外事業	・海外事業の黒字化 ・中国事業の検証、方針決定	・中国・アジア市場での実験検証 中国に1店舗、シンガポールに1店舗を出店 ASEAN支店の設置 ・海外子会社合計での営業黒字化を実現
	本部実行力の向上	・支援体制の強化 ・管理体制の構築 ・単体経費の効率化	・基幹人材教育や階層別研修による人材の育成 ・重点施策への経営資源の優先配分 ・経費コントロールによる単体経費の効率化
財務戦略		・積極投資による営業 キャッシュフローの創出 ・株主還元強化	・国内外での新規出店および店舗改装の推進 による、積極的な事業投資 ・自己株式の取得(160万株、約54億円)
CSR/ ガバナンス		・環境、社会貢献への取り組み ・コンプライアンス、 リスクマネジメントの推進	・豊洲本社にてISO14001認証取得 ・地域社会貢献活動の継続実施 ・反社会的勢力対応の推進

①事業戦略

事業戦略としては、前年同様、国内フランチャイズ事業の強化に軸足を置き、既存オートバックス業態の店舗収益向上に注力してまいりました。

「既存店改革」においては、前年に引き続きオートバックス業態店舗の改装を推進し、217店舗の改装を実施いたしました。これにより、累計の改装店舗数は358店舗となり、当初計画していたオートバックス業態店舗の改装は完了いたしました。「既存店改革」の中の重要な施策である「売場改装」では、商品やサービスに対し、選びやすい・買いやすい商品陳列やPOPの設置、またメンテナンス商品やサービスに関するご相談に対応する、相談受付カウンターや総合メンテナンスカウンターの設置など、お客様視点での売場作りに取り組んだ結果、改装を実施した多くの店舗で、業績や生産性に改善がみられました。これからも、お客様の利便性向上と店舗収益性の両立に向けた改善に努めてまいります。



総合メンテナンスカウンター(オートバックス宮の森店)



改装後の売場(オートバックス大和郡山店)

「人材改革」においては、お客様に安心・信頼いただくとともに、気持ちよくご利用いただける店舗を目指し、前年に引き続き研修を実施し、接客力の強化に努めてまいりました。専門チームにより集合研修を開催するとともに、現場に赴き店舗従業員全員を対象として、より効果の高い研修を実施してまいりました。今年度は8,856名が受講を完了し、在籍従業員に関してはほぼ100%の受講率となりました。これからも接客意識の定着のために継続的な取り組みを行ってまいります。



接客研修

「新規出店」においては、お客様の利便性を向上し、より多くのお客様にご利用いただくことを目的に、23店舗の新規出店を実現いたしました。店内什器やピット機材などの見直しによるローコスト化を実現した小型の店舗モデルの開発により、これまであまり出店してこなかった小規模商圏や店舗間の隙間商圏への出店を強化してまいりました。また、立地開発部門の体制強化を図り、平成24年度以降の出店加速に向けた準備も進めてまいりました。

新規出店のうち1店舗は、タイヤ・ホイールを中心にオイルやバッテリーなどメンテナンス商品に特化したタイヤ特化型店舗「オートバックスタイヤ専門館小郡店」(山口県山口市)を実験店舗として出店いたしました。今後、この店舗の検証と改善を行い、お客様の様々なニーズと、より高い利便性を提供できる店舗作りを進めてまいります。

さらに、平成24年度より正式にスタートする「CRM戦略」の再構築に向けた準備を進めてまいりました。お客様の車に対する意識の変化と、今後の市場環境の動向を見据え、あらためてお客様と当社グループとの関係を見直し、お客様との繋がりを強化するための取り組みをスタートさせることとしました。オートバックスが既存のお客様のことをより一層理解することによって、繰り返しご来店いただける関係を築く一方、新たなお客様にはまずオートバックスを知っていただき、お客様とのより良い信頼関係の構築を目指してまいります。これらの施策を通じて、地域ごとのお客様のニーズに合った店舗作りを進め、オートバックス1店舗1店舗の強化を図ってまいります。

その他の施策としては、お客様へ提供する商品・サービスの充実を図る「車検」と「車販売」の強化、またお求めやすい価格での商品提供を目指した仕入の改善や、お客様の利便性向上を目的としたeコマースの強化にも取り組んでまいりました。

海外事業においては中国にて新規に1店舗を出店し、合計2店舗にて事業モデルの検証を進めております。今後も、中国およびアジア圏内での事業展開を見据え、市場調査や実験検証を推進してまいります。

本部の実行力向上については、重要施策への経営資源の優先配分に努めるとともに、基幹人材の育成や階層別研修によるマネジメント力の向上に努め、「本部の人材改革」を進めてまいりました。

②財務戦略

財務戦略では、将来の営業キャッシュ・フローの増大を図るため、国内においては23店舗の新規出店、6店舗のリロケーションを実施するとともに、海外においても3店舗を新規に出店いたしました。平成24年度以降につきましても積極的な事業投資を行ってまいります。

また、資本効率の向上を目指し、株主還元強化の方針のもと、合計160万株、約54億円の自己株式の取得を実施するとともに、約160万株の自己株式の消却と新たに180万株を上限とする自己株式の取得を決定いたしました。利益配当につきましても連結株主資本配当率(DOE)3%以上の維持を目標に、当連結会計年度の業績を勘案し、期末配当につきましても前連結会計年度から5円増加の1株当たり75円とする予定であります。

③CSR・ガバナンス

当社グループではCSR活動を重要な経営課題と位置づけ、環境へ配慮した事業運営を目指し、豊洲にある本社事業所にてISO14001認証を取得いたしました。今後も環境に対する意識を高める活動を継続するとともに、各地方事業所や東・西口ジスティクスセンターなどでの認証取得に向けた取り組みを順次推進してまいります。電力不足が懸念された夏期には、本社・地方事業所において節電に努めた他、全国の店舗においても壁面の電照看板の消灯や店内照明の間引きなどの節電対策を実施いたしました。さらに、地域社会への貢献として事業所・店舗において「オートバックスデー」を設定し、近隣清掃を実施してまいりました。

また、平成23年10月よりすべての都道府県にて暴力団排除条例が施行されたことを受け、「反社会的勢力対応マニュアル」を策定し、従業員に対し勉強会を実施するなどリスクマネジメントの強化を図りました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度は、主に、POSシステムの機能強化などの情報システム投資のほか、新規出店に係る店舗用地、建物および構築物の取得や、ストアブランドイメージ刷新・統一および総合的なリフレッシュ効果を狙いとした店舗外装・看板を含む改装に対し、総額76億90百万円の設備投資を実施いたしました。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、グループ全体として上記設備投資を実行するための資金需要および運転資金需要等に対する借り換え等により資金調達を行いました。返済額が調達額を上回ったため、借入金等が13億98百万円の減少となりました。



平成24年2月
豊洲本社にて
ISO14001認証
を取得



オートバックスデーの様子
(スーパーオートバックス東京ベイ東雲店スタッフ)

(4) 対処すべき課題

当社グループは、お客様への提供価値を再構築することにより、「クルマのことならオートバックス」の実現を目指しています。平成22年に策定しました「オートバックス 2010 中期経営計画」におきましては、「良い商品・サービスの求めやすい価格」、「利便性」、「安心・信頼」といった提供価値のお客様視点による再構築に取り組んでおります。その実現に向け、「店舗収益の向上」と「市場シェアの拡大」を基本戦略とするとともに、将来の成長に向けた先行投資も積極的に推進いたします。

財務戦略といたしましては、積極的な事業投資による営業キャッシュ・フローの創出と資本効率の向上に努めてまいります。

また、事業活動における環境負荷を低減するなど、社会貢献についても引き続き注力してまいります。具体的な実施項目は以下のとおりです。

「オートバックス 2010 中期経営計画」において、オートバックスグループが目指す姿

お客様視点から提供価値を再構築し、
「クルマのことならオートバックス」の実現を目指す

3つの提供価値

利便性

安心・信頼

良い商品・サービスの
求めやすい価格

クルマのことなら  オートバックス

【中期経営計画の基本方針】

経営目標	連 結 営 業 利 益： 160 億円 連結株主資本純利益率 (ROE)： 7% 連結株主資本配当率 (DOE)： 3%
事業戦略	軸足を「国内FC事業」に置き、抜本的に強化することで市場シェアと店舗収益率の向上を実現する
財務戦略	積極的な事業投資と株主還元強化により、株主価値のさらなる向上に努める

※計画期間は、平成22年度～平成25年度の 4 年間。

【目標とする経営指標】

当社グループでは、平成25年度を最終年度とする中期経営計画において、連結営業利益160億円、連結株主資本純利益率 (ROE) 7%、連結株主資本配当率 (DOE) 3%を主な経営指標としております。

【事業戦略】

国内事業においては、店舗収益の向上を目指した「既存店改革」において、お客様にとって選びやすく、買いやすい売場へと改装を実施したオートバックス業態店舗のさらなる収益向上を実現します。そのため、個店ごとにお客様視点による売場のさらなる進化に取り組むほか、店長をはじめとした従業員の教育にも引き続き注力します。また、平成24年度に28店舗、平成25年度に42店舗のスーパーオートバックス業態店舗の改装にも着手し、オートバックス業態の改装で実施した、選びやすさ、買いやすさの向上に加えて、商品、売場の魅力をさらに高めることにより、車好きのお客様から車にあまり詳しくないお客様にも楽しんでお買い物いただける店舗へと改革してまいります。

市場シェア向上策としましては、ローコスト店舗のモデル構築により、これまであまり出店してこなかった小規模商圈や既存店舗との連携も想定した店舗間の隙間商圈へも積極的に出店し、お客様により近づくことによりさらなる「利便性」を提供してまいります。今後も中期経営計画の目標である120店舗の新規出店を目指してまいります。

さらに、お客様との接点を抜本的に見直し、繰り返しご利用いただける魅力あるオートバックスへと変革する「CRM戦略」、店舗の価格競争力を向上させる「粗利改革」など店舗の収益性向上を推進する施策や、従来のワンストップ・ショッピングをさらに磨き上げ、お客様の利便性を高めるため、店舗のオペレーション改革の見直しを実施するほか、車検整備、車販売、板金といった商品、サービスの充実にも引き続き取り組んでまいります。

海外事業においては、人的資源の充実を進めており、中国とASEAN地域に人材を重点配置いたします。当社グループは、中国を海外事業における最重要地域と位置づけ、平成24年度末を目途に上海地域における実験店舗の出店とその結果検証に注力し、その結果を踏まえ、平成25年度以降の展開を決定してまいります。ASEAN地域においては、中期経営計画の最終年度である平成25年度末までに、従来、店舗を展開してきたタイ、台湾およびシンガポールにマレーシアを加えた地域において、さらに数店舗の出店を予定しております。また、フランスにおきましては、より多くのお客様にご来店いただけるように、売場改善やピット作業の効率化を図り、引き続き企業価値の向上に努めてまいります。

【財務戦略】

中期経営計画の方針に則り、既存店改革や新規出店など、小売事業への積極的な投資により、営業キャッシュ・フローの増大を図るとともに、業績動向と財務の安定性を踏まえながら株主還元策に継続的に取り組むことにより、資本効率の向上に努めてまいります。なお、株主還元につきましては、連結株主資本配当率 (DOE) 3%以上を目標とした安定配当を基本方針としております。

【CSR活動の強化】

事業活動による環境負荷の低減として、豊洲にある本社事業所においてISO14001 認証を取得したことに続き、全国の事業所において順次取得を目指すとともに、東・西のロジスティクスセンターにおいても取得に向けた調査に着手するほか、昨年5月から取り組んでいる事業所内照明の間引きや待機電源の削減、適切な空調温度設定などにも引き続き取り組んでまいります。また、店舗においても、環境に配慮した運営に向けて調査、検討を開始するなど、環境負荷の低減を考慮した事業活動の強化を図ってまいります。

地域社会への貢献としましては、従来からも多くの店舗や事業所で取り組んでいた近隣清掃を全加盟店舗に拡大した「オートバックスデー」を継続するなど、地域のお客様や社会に役立つ活動を継続してまいります。

(5)財産および損益の状況の推移

①企業集団の財産および損益の状況

区 分	第62期 〔平成20.4.1 から 平成21.3.31まで〕	第63期 〔平成21.4.1 から 平成22.3.31まで〕	第64期 〔平成22.4.1 から 平成23.3.31まで〕	第65期 〔平成23.4.1 から 平成24.3.31まで〕
売 上 高 (百万円)	259,144	232,936	236,350	237,342
営 業 利 益 (百万円)	5,090	10,171	11,988	13,720
経 常 利 益 (百万円)	6,556	11,757	13,060	15,307
当 期 純 利 益 (百万円)	△3,397	5,865	6,179	8,402
1株当たり当期純利益 (円)	△90.29	161.97	177.97	252.85
総 資 産 (百万円)	224,168	210,652	207,794	217,948
純 資 産 (百万円)	155,478	151,852	147,962	146,193
自 己 資 本 比 率 (%)	69.0	71.9	71.0	66.8
連結株主資本純利益率[ROE] (%)	△2.1	3.8	4.1	5.7
配 当 性 向 (%)	—	77.2	75.9	57.3(予定)
連結株主資本配当率[DOE] (%)	2.4	3.0	3.2	3.3(予定)

②当社の財産および損益の状況

区 分	第62期 〔平成20.4.1 から 平成21.3.31まで〕	第63期 〔平成21.4.1 から 平成22.3.31まで〕	第64期 〔平成22.4.1 から 平成23.3.31まで〕	第65期 〔平成23.4.1 から 平成24.3.31まで〕
売 上 高 (百万円)	199,002	190,938	194,715	195,601
営 業 利 益 (百万円)	8,912	10,539	11,749	13,590
経 常 利 益 (百万円)	8,562	11,470	12,437	15,148
当 期 純 利 益 (百万円)	△6,723	6,162	7,876	8,835
1株当たり当期純利益 (円)	△178.62	170.14	226.79	265.80
資 本 金 (百万円)	33,998	33,998	33,998	33,998
発 行 済 株 式 総 数 (株)	39,255,175	37,454,204	37,454,204	34,251,605
総 資 産 (百万円)	214,154	208,970	207,298	208,930
純 資 産 (百万円)	154,601	151,691	149,692	148,381

招 集 ご 通 知

事 業 報 告

連 結 計 算 書 類

計 算 書 類

監 査 報 告 書

参 考 書 類

(6) 企業集団の主要な事業内容 (平成 24 年 3 月 31 日現在)

当社グループは、カー用品等の国内外への卸売・小売販売、車の販売・買取およびローンクレジット事業を行っております。さらにオートバックスグループへの店舗設備のリース、コンサルティング業、事務処理代行業、および損害保険代理店業を行っております。

当社グループの事業に係る位置づけおよび事業部門との関連は次のとおりであります。

区 分	主 要 な 事 業 内 容
卸 売 部 門	フランチャイズチェーン加盟店に対してカー用品等を卸売しております。 主要な商品はタイヤ・ホイールおよびカーエレクトロニクス等であります。
小 売 部 門	主に一般消費者に対してカー用品等の販売および取付サービスを行っております。主要な店舗ブランド名としては、オートバックス、スーパーオートバックス、およびオートバックスセコハン市場であります。主要な商品はタイヤ・ホイールおよびカーエレクトロニクス等であります。
そ の 他	主にフランチャイズチェーン加盟法人に対する不動産や店舗設備のリース収入などであります。

(7) 当社の主要な事業所 (平成 24 年 3 月 31 日現在)

本 社	東京都江東区豊洲五丁目6番52号	
事 業 部	北日本事業部	仙台市泉区
	関東事業部	千葉県市川市
	中部事業部	名古屋市名東区
	関西事業部	大阪市北区
	南日本事業部	福岡市博多区
流 通 セ ン タ ー	東日本ロジスティクスセンター	千葉県市川市
	西日本ロジスティクスセンター	兵庫県三木市

(8) 重要な子会社の状況 (平成24年3月31日現在)

会 社 名	所 在 地	資 本 金	当社の 出資比率	主要な事業内容
株 式 会 社 エ ー ・ エ ム ・ シ ー	札 幌 市 西 区	100百万円	100.0%	自 動 車 用 品 小 売 業
オートボックスフランス S.A.S.	フ ラ ン ス ピエールレー	31,888千 EURO	100.0%	自 動 車 用 品 小 売 業
株式会社オートボックスフィナンシャルサービス	東 京 都 江 東 区	15百万円	100.0%	リ ー ス 業

(注) 株式会社エー・エム・シーは、平成24年4月1日付で株式会社オートボックス北海道へ商号変更しております。

(9) 重要な関連会社の状況 (平成24年3月31日現在)

会 社 名	所 在 地	資 本 金	当社の 出資比率	主要な事業内容
株 式 会 社 ピ ュ ー マ	富 山 県 射 水 市	33百万円	31.0%	自 動 車 用 品 小 売 業
株 式 会 社 フ ァ ナ ス	東 京 都 港 区	200百万円	25.0%	自 動 車 用 品 小 売 業
株 式 会 社 バ ッ フ ァ ロ ー	埼 玉 県 川 口 市	510百万円	24.2%	自 動 車 用 品 小 売 業

(10) 使用人の状況 (平成24年3月31日現在)

企業集団の使用人の状況

(単位：名)

主な部門の名称	使用人数	前連結会計年度比増減
卸売部門	543 (17)	△ 7 (△ 1)
小売部門	3,477 (1,151)	4 (34)
全社（共通）	449 (18)	13 (3)
合計	4,469 (1,186)	10 (36)

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社（共通）として記載されている使用人数は、特定の部門に区分できない部門に所属しているものであります。

当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,060名	△ 7名	40.5歳	12.9年

(11) 主要な借入先および借入額 (平成24年3月31日現在)

(単位：百万円)

借入先	借入金残高
株式会社三菱東京UFJ銀行	3,176
日本生命保険相互会社	2,900
株式会社三井住友銀行	1,967
住友信託銀行株式会社	1,006

- (注) 住友信託銀行株式会社は、平成24年4月1日付で中央三井信託銀行株式会社および中央三井アセット信託銀行株式会社の2行と合併し「三井住友信託銀行株式会社」となっております。

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

平成21年12月12日および平成21年12月19日の当社ニュースリリースにて公表の通り、当社は平成21年12月11日付で米国デラウェア連邦倒産裁判所において、また平成21年12月17日付で米国ニュージャージー連邦地方裁判所において、それぞれAUTOBACS STRAUSS INC.ほかから訴訟を提起され、現在係争中であります。また、AUTOBACS STRAUSS INC.は、現在当社との資本および人的関係はありません。

当社といたしましては、原告の主張および損害賠償請求額について、事実無根ないし根拠が乏しいと判断しており、裁判において当社の正当性を主張して争っていく方針であります。本訴訟が当社業績に与える影響は現時点では明らかではありませんが、今後開示すべき事項が発生した場合には速やかに開示いたします。

2. 会社の状況 (平成24年3月31日現在)

(1) 株式の状況

- ①発行可能株式総数 109,402,300株
②発行済株式の総数 34,251,605株 (自己株式1,601,570株含む)
③株主数 13,744名
④大株主の状況 (上位10名)

株主名	当社への出資状況	
	持株数(千株)	持株比率(%)
有限会社スミノホールディングス	4,980	15.25
いちごトラスト	3,156	9.66
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー	1,740	5.33
ノーザン トラスト カンパニー エイブイエフシー サブ アカウント アメリカン クライアント	1,638	5.01
公益財団法人在宅医療助成 勇美記念財団	1,330	4.07
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	1,103	3.37
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社(信託口)	985	3.01
株式会社スミショウホールディングス	800	2.45
ノーザン トラスト カンパニー エイブイエフシー リ ユーエス タックス イグザンプト ペンション ファンド	770	2.35
ジブラルタ生命保険株式会社 (一般勘定株式D口)	500	1.53

- (注) 1. 持株比率は自己株式を控除して算出しております。
2. 持株数は千株未満を、また、持株比率は小数点第3位以下を、それぞれ切り捨てて表示しております。
3. 上記大株主の状況に記載のあるいちごトラストは株主名簿上の名義であり、その株式の実質所有者はいちごアセットマネジメント・インターナショナル・ピーティーイー・リミテッドであることを確認しております。なお、いちごトラストは平成24年3月31日現在の株主名簿に基づき、総株主の議決権の個数に対する割合を算出した結果、総株主の議決権の10%以上を保有する株主ではなくなっていることを確認しております。
4. 三菱UFJ信託銀行株式会社他1社の共同保有者から金融商品取引法第27条の26第2項に基づき、平成23年10月17日付変更報告書が関東財務局長に提出されておりますが、当社としては平成24年3月31日現在における所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
その変更報告書の内容は、次のとおりであります。
大量保有者名 三菱UFJ信託銀行株式会社他1社の共同保有
保有株式数 648千株 (保有割合 1.89%)

5. いちごアセットマネジメント・インターナショナル・ピーティーイー・リミテッド他1社の共同保有者から金融商品取引法第27条の25第1項に基づき、平成24年5月21日付変更報告書が関東財務局長に提出されております。

その変更報告書の内容は、次のとおりであります。

大量保有者名 いちごアセットマネジメント・インターナショナル・ピーティーイー・リミテッド他1社の共同保有
保有株式数 2,156千株 (保有割合 6.30%)

⑤その他株式に関する重要な事項

自己株式の取得、処分等および保有

(単位：株)

前事業年度末における保有自己株式		3,202,599・・・①
取 得	単元未満株式の買取による取得	1,570・・・② (取得価額の総額 5,374千円)
	会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づく自己株式の取得	1,600,000・・・③ (取得価額の総額 5,458,389千円)
消 却		3,202,599・・・④ (処分価額の総額 10,606,502千円)
当事業年度末における保有自己株式		1,601,570 (①+②+③-④)

(2) 会社役員の状況

①取締役および監査役の状況

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役	湧 田 節 夫	代表取締役 社長執行役員 兼 チェン本部長
取 締 役	経 森 康 弘	副社長執行役員 兼 チェン副本部長 兼 経理・財務統括 兼 海外事業統括 兼 海外事業担当
取 締 役	森 本 弘 徳	専務執行役員 人事・総務統括 兼 内部統制担当
取 締 役	田 村 達 也	株式会社グローバル経営研究所 代表取締役 公益社団法人 日本経済研究センター 監事 特定非営利活動法人 日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク 代表理事 株式会社新生銀行 社外監査役
取 締 役	服 部 範 雄	公益社団法人日本防犯設備協会 代表理事
取 締 役	松 村 晃 行	上席執行役員 店舗販売企画統括 兼 サービス事業担当 兼 車販売事業担当
取 締 役	小 林 喜夫巳	上席執行役員 営業統括 兼 エリア戦略担当
取 締 役	島 崎 憲 明	住友商事株式会社 特別顧問 日本証券業協会 公益理事 自主規制会議議長
常勤監査役	井 手 秀 博	
常勤監査役	清 原 敏 樹	
監 査 役	池 永 朝 昭	アンダーソン・毛利・友常法律事務所 パートナー弁護士 ムーディーズ・ジャパン株式会社 独立監督委員 ムーディーズSFジャパン株式会社 独立監督委員
監 査 役	坂 倉 裕 司	リレーションズJAPAN株式会社 代表取締役

(注) 1. 当事業年度中の取締役および監査役の異動は次のとおりであります。

(1) 就任

平成 23 年 6 月 23 日開催の第 64 期定時株主総会において、新たに島崎憲明氏は取締役役に、清原敏樹および坂倉裕司の両氏は監査役に選任され、それぞれ就任いたしました。

(2) 退任

平成 23 年 6 月 23 日開催の第 64 期定時株主総会終結の時をもって、宮内英樹氏は取締役を、住野泰士、森野孝太郎および田邊健介の 3 氏は監査役を、それぞれ任期満了で退任いたしました。

- 取締役のうち田村達也、服部範雄および島崎憲明の 3 氏は、会社法第 2 条第 15 号に定める社外取締役であります。
- 監査役のうち清原敏樹、池永朝昭および坂倉裕司の 3 氏は、会社法第 2 条第 16 号に定める社外監査役であります。
- 取締役のうち田村達也、服部範雄および島崎憲明、また監査役のうち清原敏樹、池永朝昭および坂倉裕司の計 6 氏は、株式会社東京証券取引所および株式会社大阪証券取引所に届出を行った独立役員であります。
- 監査役に、財務および会計に関する相当程度の知見を有する者が 2 名おります。監査役井手秀博は、当社において経理部長および経理・財務統括執行役員等を歴任しました。また、社外監査役坂倉裕司は、総合商社において長年にわたる国際金融や資本市場を中心とした財務業務の経験を有しております。

②取締役および監査役の報酬等

a. 取締役報酬等

i. 取締役報酬の方針

フランチャイズシステムからなるオートバックスグループの企業価値の維持、増大を図るとともに、業務執行の監督機能を有効に機能させるための優秀な人材をオートバックスセブンの取締役として確保することを、取締役報酬決定に関する基本方針とします。

ii. 報酬の構成

当社の取締役に對する報酬は、基本報酬である「固定報酬」と業績や株価の変動など、複数の評価指標によって変動する「業績連動報酬」により構成されます。

ただし、業績連動報酬の性質上、業務執行から独立した立場である社外取締役は、業績連動報酬の支給対象とせず、固定報酬のみを支給しております。

iii. 業績連動報酬

業績連動報酬は、中期および短期の業績、成果に基づき支給するものであり、年度業績や株価の変動、また個人の役割に応じた成果、功績の評価に基づき、業績連動報酬額が決定されます。

業績連動報酬の変動幅は、固定報酬の0～140%とし、目標達成度が100%の場合における固定報酬と業績連動報酬の割合は、60：40となるように設計しております。

二. 客観性、透明性の確保

当社の取締役報酬は、以下により、客観性、透明性の確保に努めております。

- ・「役員報酬方針」に基づき、社外取締役を委員長とした、社外取締役全員および代表取締役で構成する「ガバナンス委員会」において、報酬の体系および水準等を検討し、取締役会に答申し決定しております。
- ・第三者機関が蓄積したデータベースから同業あるいは同規模の他企業の報酬水準と比較して、その合理性を判断し決定しております。

b. 監査役報酬等

当社の監査役に対する報酬は、あらかじめ株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、監査役の協議により決定しております。

なお、監査役報酬は、取締役の職務の執行を監査する権限を有する独立した立場であることを考慮し、固定報酬のみとしております。

c. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	固定報酬		業績連動報酬		報酬等の 総額 (百万円)
	支給人員 (名)	支給額 (百万円)	支給人員 (名)	支給見込額 (百万円)	
取締役	9	198	5	144	342
うち社外取締役	4	36	—	—	36
監査役	7	65	—	—	65
うち社外監査役	5	40	—	—	40
合 計	16	264	5	144	408

- (注) 1. 取締役報酬限度額：年額480百万円（平成18年6月28日定時株主総会決議）
 2. 監査役報酬限度額：年額120百万円（平成18年6月28日定時株主総会決議）
 3. 上記には、平成23年6月23日開催の第64期定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役1名ならびに退任した社内監査役1名および社外監査役2名を含んでおります。
 4. 上記「業績連動報酬」は、第66期中に支給予定の第65期業績連動報酬の支給見込額を記載しております。したがって、社内取締役の「報酬等の総額」および「合計」は、支給予定額となります。
 5. 上記のほか、第64期の業績連動報酬として、社内取締役5名に対し、135百万円を支払っております。

③社外役員に関する事項

a. 重要な兼職先と当社の関係

区 分	氏 名	兼職先	兼職の内容	兼職先と 当社との関係
社外取締役	田 村 達 也	株式会社グローバル経営研究所	代表取締役	なし
		公益社団法人 日本経済研究センター	監事	なし
		特定非営利活動法人日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク	代表理事	当社は当該法人の賛助会員
		株式会社新生銀行	社外監査役	なし
社外取締役	服 部 範 雄	公益社団法人日本防犯設備協会	代表理事	当社は当該法人の賛助会員
社外取締役	島 崎 憲 明	住友商事株式会社	特別顧問	なし
		日本証券業協会	公益理事 自主規制会議 議長	なし
社外監査役	清 原 敏 樹			
社外監査役	池 永 朝 昭	アンダーソン・毛利・友常 法律事務所	パートナー 弁護士	なし
		ムーディーズ・ジャパン株式会社	独立監督委員	なし
		ムーディーズSFジャパン株式会社	独立監督委員	なし
社外監査役	坂 倉 裕 司	リレーションズJAPAN株式会社	代表取締役	なし

- (注) 1. 取締役の田村達也氏は、特定非営利活動法人日本コーポレート・ガバナンス・ネットワークの代表理事を兼職しておりますが、当社は、当該法人が主催するガバナンス等に関する各種セミナーやイベントに参加することにより当社のガバナンスの推進・強化を図るため、当該法人の賛助会員として、年会費を支払っております。その額および性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。
2. 取締役の服部範雄氏は、公益社団法人日本防犯設備協会の代表理事を兼職しておりますが、当該法人が提供する店舗における侵入窃盗や万引き等の防犯対策に係る情報および指導を得ることにより、当社グループのリスクマネジメントの推進・強化を図るため、当該法人の賛助会員として、年会費を支払っております。その額および性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。

b. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当ありません。

c. 当事業年度における主な活動状況

1. 出席状況

区 分	氏 名	取 締 役 会			監 査 役 会		
		定 例 (11回)	臨 時 (9回)	出席率	定 例 (16回)	臨 時 (3回)	出席率
取 締 役	田 村 達 也	11回	9回	100%			
	服 部 範 雄	11回	9回	100%			
	島 崎 憲 明	9回	4回	93%			
監 査 役	清 原 敏 樹	9回	5回	100%	14回	1回	100%
	池 永 朝 昭	11回	9回	100%	15回	3回	95%
	坂 倉 裕 司	9回	5回	100%	14回	1回	100%

(注) 取締役の島崎憲明氏、ならびに監査役の清原敏樹および坂倉裕司の両氏は、平成23年6月23日就任のため6月22日以前開催のものは除いております。これらの役員については出席すべき定例取締役会は9回、臨時取締役会は5回となります。清原敏樹および坂倉裕司の両氏が出席すべき定例監査役会は14回、臨時監査役会は1回となります。

0. 活動状況

区 分	氏 名	活 動 状 況
取 締 役	田 村 達 也	財務およびコーポレート・ガバナンスに関する高い見識と社外取締役としての豊富な経験に基づき、必要に応じて説明を求め、適時、発言を行うなど、監督機能を発揮しております。 また、ガバナンス委員会の委員長として、当社のコーポレート・ガバナンスの推進および強化に貢献しております。
	服 部 範 雄	反社会的勢力排除を含むリスクマネジメントや危機管理ならびに海外事情に関する豊富な経験や見識に基づき、必要に応じて説明を求め、適時、発言を行うなど、監督機能を発揮しております。
	島 崎 憲 明	経理、財務に関する高い見識と、企業経営者としての幅広くかつ豊富な経験に基づき、必要に応じて説明を求め、適時、発言を行うなど、監督機能を発揮しております。
監 査 役	清 原 敏 樹	営業、企画、決算管理、ならびに経営者としての豊富な経験に基づき、独立した立場から、必要に応じて説明を求め、適時、発言を行うなど、監査機能を発揮しております。
	池 永 朝 昭	法律家としての専門知識と豊富な経験に基づき、独立した立場から、必要に応じて説明を求め、適時、発言を行うなど、監査機能を発揮しております。
	坂 倉 裕 司	財務・会計に関する高い見識に基づき、独立した立場から、必要に応じて説明を求め、適時、発言を行うなど、監査機能を発揮しております。

d. 責任限定契約の内容の概要

イ.当社は、社外取締役3名と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく賠償責任限度額は、金 1,000万円または会社法第425条第1項に定める下記

a) および b) の金額の合計金額のいずれか高い額となります。

a) その在職中に当社から職務執行の対価として受け、または受けるべき財産上の利益の1年間当たりの額に相当する額として、会社法施行規則第113条で定める方法により算定される額に2を乗じて得た額。

b) 当社の新株予約権(会社法第2条第21号)を引き受けた場合(会社法第238条第3項各号に掲げる場合に限る。)における当該新株予約権に関する財産上の利益に相当する額として、会社法施行規則第114条で定める方法により算定される額。

ロ.当社は、社外監査役3名と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく賠償責任限度額は、金 500万円または会社法第425条第1項に定める下記

a) および b) の金額の合計金額のいずれか高い額となります。

a) その在職中に当社から職務執行の対価として受け、または受けるべき財産上の利益の1年間当たりの額に相当する額として、会社法施行規則第113条で定める方法により算定される額に2を乗じて得た額。

b) 当社の新株予約権(会社法第2条第21号)を引き受けた場合(会社法第238条第3項各号に掲げる場合に限る。)における当該新株予約権に関する財産上の利益に相当する額として、会社法施行規則第114条で定める方法により算定される額。

e. 当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当ありません。

(3)会計監査人の状況

①名 称 有限責任監査法人トーマツ

②報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	90 百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	99

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の子会社であるオートバックスフランスS.A.S.は、デロイト アンド アソシエの監査を受けております。

③非監査業務の内容

当社は有限責任監査法人トーマツに対して、社内経理研修およびIFRS(国際財務報告基準)対応のための助言・指導についての対価を支払っております。

④会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当する場合、または監督官庁から行政処分として戒告以上の処分を受けた場合、解任および不再任についての検討を行うことといたします。

監査役は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当する場合、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

3. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会が定めた「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、内部統制担当部門が中心となり、リスク管理体制の整備を含む内部統制システムの構築および運用を行っております。

平成23年度は、東日本大震災の発生を受けてBCPの体制整備および強化に重きを置いたほか、すべての都道府県において暴力団排除条例が施行されたことに伴い、反社会的勢力対策の整備と教育等を実施するなど、特にコンプライアンス体制およびリスク管理体制の強化を図りました。

内部統制システムの構築および運用状況については、適宜、取締役会に報告され、また監査役および内部監査部門は、業務監査や内部統制の評価を通じて、内部統制システムの有効性を継続的に監査するとともに、内部統制の不備については是正を求め、是正状況の進捗を確認しております。

なお、社会環境の変化や昨今の企業不祥事の発生等を受け、より一層のコーポレート・ガバナンスの向上や内部統制の有効性を図るため、平成24年3月29日開催の取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」の改定を決議いたしました。現在の方針は以下のとおりであります。

「内部統制システム構築の基本方針」

当社は、業務の有効性および効率性、財務諸表の信頼性の確保、法令等の遵守ならびに資産の保全を目的として、会社法362条第5項および同法同条第4項第6号ならびに会社法施行規則第100条第1項および同規則同条第3項の規定に従い、以下のとおり「内部統制システム構築の基本方針」を決定します。

①取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- 1) 取締役による職務執行の監督機能を維持・向上するため、執行役員制度の採用による執行機能と監督機能の分離および独立性を考慮した社外取締役の継続的な選任に努める。
- 2) 取締役会の諮問機関として社外取締役を委員長とするガバナンス委員会を設置し、取締役、役付執行役員の指名および報酬ならびにその他ガバナンスに関する事項について諮問することで、意思決定プロセスの透明性、客観性を高める。
- 3) 役員および従業員は、「オートバックスセブングループ行動規範と行動指針」に基づき、社会的な要請に応える適法かつ公正な事業活動に努める。

- 4) コンプライアンスに係る規程を定め、担当執行役員を統括責任者として置き、その所轄下にコンプライアンス担当部門を設け、コンプライアンスに係る全社的な管理を行う。
- 5) 当社の事業に適用される法令等を識別し、法的要求事項を遵守する基盤を整備するとともに、随時、教育や啓発を行う。
- 6) 法令違反その他コンプライアンスに関する問題の早期発見、是正を図るため、外部の委託会社へ直接通報できる「オレンジホットライン」(グループ内通報制度)を設置する。
- 7) 監査役は、独立した立場から、内部統制システムの構築・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査する。
- 8) 内部監査部門は、内部統制の評価ならびに業務の適正性および有効性について監査する。
- 9) 反社会的勢力対策に係る規程等を定め、反社会的勢力との一切の関係遮断、不当要求の拒絶のための体制を整備する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

「取締役会」、「経営会議」、「執行役員会議」その他の重要な会議における意思決定に係る情報、代表取締役社長執行役員その他の重要な決裁に係る情報ならびに財務、その他の管理業務、リスクおよびコンプライアンスに関する情報について、法令・定款および社内規程等に基づき、その保存媒体に応じた適切かつ確実な検索性の高い状態で保存・管理することとし、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) リスクの的確な把握・評価と適切なコントロールを行うリスクマネジメント体制に加え、重大事案が発生した場合における、被害拡大防止や損害・損失の極小化を可能とする危機管理態勢を統合した、統合リスクマネジメント態勢を確立する。
- 2) 代表取締役社長執行役員を委員長とするリスクマネジメント委員会が、リスクマネジメント年度方針を策定し、当該方針およびリスクマネジメントに係る規程に基づき、リスクマネジメント活動を円滑、適正に推進する。
- 3) 重大な危機が発生した場合には、危機管理に係る規程等に基づき、リスクマネジメント委員長である代表取締役社長執行役員が「危機管理対策本部」を設置し、自ら指揮を執り、迅速かつ適切な対応と早期復旧に努める。
- 4) 監査役および内部監査部門は、統合リスクマネジメント態勢の実効性について監査する。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 取締役会における議論の質の向上および迅速な意思決定を行うため、取締役を適正な員数に保つ。
- 2) 取締役会は、執行役員の合意形成の場として「経営会議」を設置する。経営会議は、取締役会付議事項に係る事前審議等を行い、取締役会に対して、事前審議結果を含む、意思決定に十分な情報を提供する。
- 3) 取締役会は中期経営計画および年度経営計画を策定し、それらに沿った事業戦略および諸施策の進捗状況等を定期的に検証する。
- 4) 取締役会は、取締役会が定める経営機構および業務分掌に基づき、代表取締役および執行役員に業務の執行を委任する。
- 5) 代表取締役は、執行責任者として目標達成に向けた連結グループの職務の執行を統括する。
また、執行役員は、担当領域の具体的な目標を決定するとともに効率的な業務執行体制を構築する。

⑤当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 1) 当社は、フランチャイズチェーンを含むオートバックスグループとの緊密な連携に努め、また、子会社を含めた企業集団（以下、連結グループ）に対してコンプライアンス推進活動を実施し、「オートバックスセブングループ行動規範と行動指針」に基づく適法かつ公正な事業活動を行わせる。
- 2) 子会社の経営の自主性および独立性を尊重しつつ、連結グループ経営の適正かつ効率的な運営に資するため、子会社管理の基本方針および運用方針を策定する。
- 3) 連結グループに属する会社間の取引は、法令、会計原則およびその他の社会規範に照らし、適正に行う。
- 4) 当社は、当社と子会社間の情報の伝達や業務の有効な範囲において、ITを適切かつ有効に利用する。
- 5) 監査役および内部監査部門は、連結グループの業務の適正性について監査する。

⑥監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

当社では、監査役の職務を補助するため、専任の従業員を置くものとする。従業員の人数、人選等については、監査役と取締役が協議して決定する。

⑦前項の従業員の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき従業員は、監査役の指揮・命令に服する。人事考課は監査役会が行い、人事異動については、監査役と取締役が協議する。

⑧取締役および従業員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

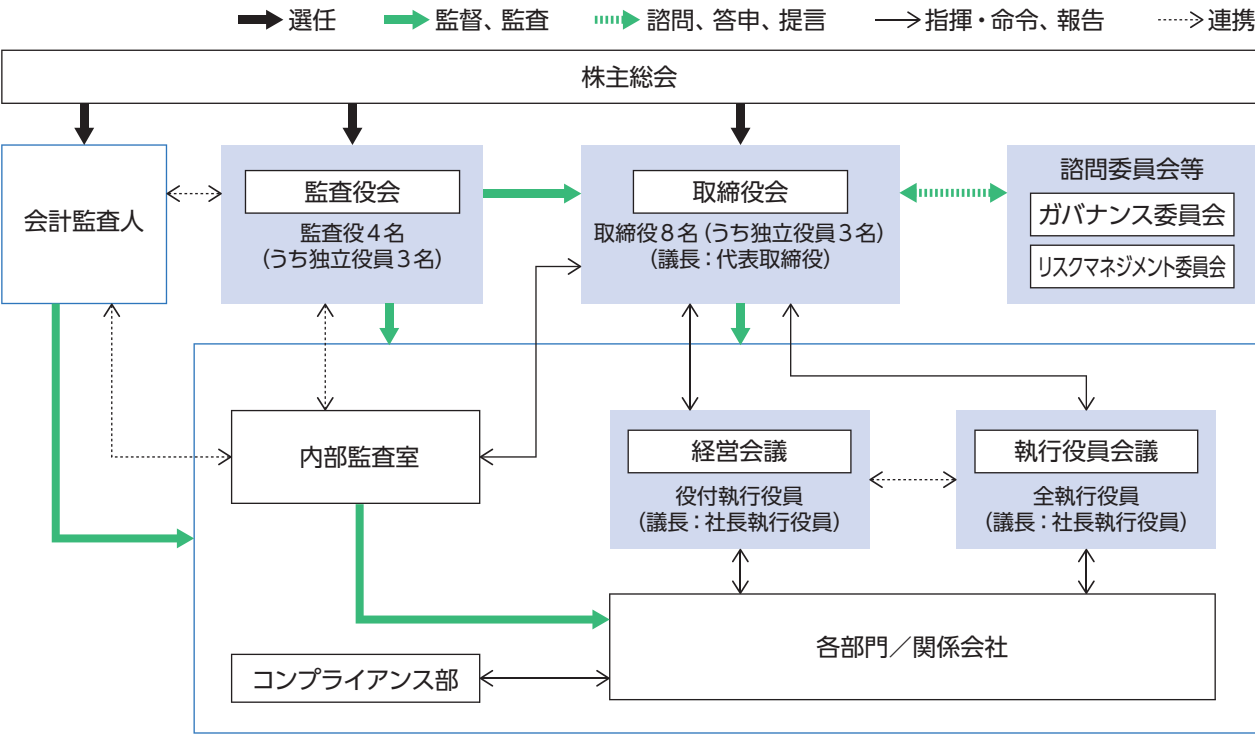
- 1) 取締役および執行役員は、その担当業務の執行状況について、取締役会等の重要会議を通じて監査役に定期的に報告を行うほか、必要の都度、遅滞なく報告する。
- 2) 取締役、執行役員および従業員は、監査役が事業の報告を求めた場合、または監査役が連結グループの業務および財産の状況を調査する場合は、迅速かつ的確に対応する。
- 3) 取締役は、会社に著しい損害を及ぼした事実または及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちに監査役に報告する。

⑨その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 監査役の監査機能の向上のため、社外監査役の選任にあたっては、専門性のみならず独立性を考慮する。
- 2) 監査役は、会計監査人、内部監査部門および連結グループの監査役等と、情報・意見交換等を行うための会合を定期的に行い、緊密な連携を図る。
- 3) 監査役は、取締役の職務執行の監査および監査体制の整備のため、代表取締役と定期的に会合を開催する。
- 4) 監査役は、職務の遂行に当たり必要な場合には、弁護士または公認会計士等の外部専門家との連携を図る。

経営・業務執行体制

(平成24年4月1日現在)



【ガバナンス委員会】

- 委員 長：社外取締役（独立役員）
- 委員 員：社外取締役（独立役員）2名
および代表取締役
- オブザーバー：社外監査役（独立役員）3名
- 役割：取締役会に対する次の事項に関する答申
または提言
 - ・役員および役付執行役員候補者
 - ・取締役および執行役員の報酬体系
 - ・ガバナンスに関わるその他の事項

【リスクマネジメント委員会】

- 委員 長：代表取締役社長執行役員
- 委員 員：取締役兼務執行役員、内部統制担当執行役員
- オブザーバー：社外取締役（独立役員）3名
全監査役
- 役割：リスクマネジメントの円滑、適正な推進

招集通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

参考書類

(2) 会社支配に関する方針

当社は、平成22年3月25日開催の取締役会において、「株式会社の支配に関する基本方針」につき、以下の通り、決定しております。

当社は、昭和49年にオートバックス第1号店を出店して以来、一貫してオートバックス本部、直営店および当社とフランチャイズ契約を締結する国内外の加盟店で構成するオートバックスフランチャイズチェーンを充実、発展させることにより、お客様の豊かなカーライフに貢献することを目指してまいりました。

現在においても、当時の理念を継承し、「常にお客様に最適なカーライフを提案し、豊かで健全な車社会を創造する」ことを経営理念として掲げ、「フルマのことならオートバックス」とお客様から支持・信頼を獲得することに当社グループは一丸となって取り組んでおります。

今後につきましても、オートバックスフランチャイズチェーンのさらなる発展を目指すとともに、継続的なコーポレート・ガバナンスおよびIRの強化に努め、当社グループの経営の透明性を一層向上することが株主を始めとするステークホルダーの皆様の利益の極大化に資するものと考えております。

したがって、当社の財務および事業方針の決定を支配する者としては、オートバックスフランチャイズチェーンにおける加盟店・取引先や従業員等との相互信頼関係の重要性を理解し、中長期の企業価値、株主共同利益を向上させる意思と能力を有する者でなければならないと確信しております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつと位置付けております。

当社の利益配分の考え方は、事業継続に必要な手元流動性を確保しつつ、連結株主資本配当率(DOE) 3%以上を目標とし、業績の状況および財務の安定性を勘案しながら、安定的かつ継続的な配当を行っていくことを基本方針としております。

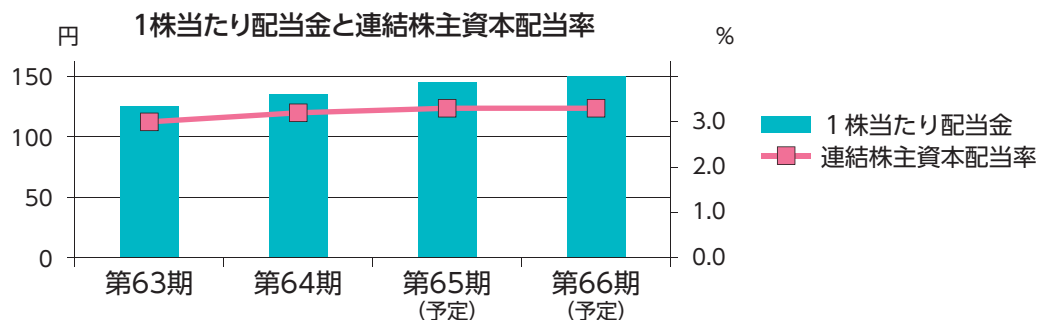
当期の期末配当につきましては、業績が期初予想数値を上回ったことから、前年同期と比べ、5円増配の1株当たり75円とし、中間配当70円と合わせて年間で1株当たり145円の配当を実施する予定であります。この結果、連結株主資本配当率(DOE)は3.3%となります。

次期につきましては、業績予想を勘案して中間・期末ともに1株当たり75円の年間150円と当期と比べ、5円の増配を実施する予定であります。

直近3連結会計年度における配当と自己株式の取得の実施状況

※第65期定時株主総会における剰余金の処分の件に係る議案が可決されることを想定した数値

	第63期 〔平成21.4.1から 平成22.3.31まで〕	第64期 〔平成22.4.1から 平成23.3.31まで〕	第65期(予定) 〔平成23.4.1から 平成24.3.31まで〕
1株当たり配当金(年間)	125円	135円	145円
配当金総額(年間)	4,481百万円	4,623百万円	4,758百万円
連結配当性向	77.2%	75.9%	57.3%
自己株式の取得額	5,373百万円	5,232百万円	5,463百万円
総還元性向	168.0%	159.5%	121.6%



第65期定時株主総会招集ご通知 添付書類

第65期 連結計算書類

自 平成23年4月 1 日
至 平成24年3月31日

連結貸借対照表(平成24年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	141,611	流 動 負 債	55,649
現 金 及 び 預 金	50,959	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	24,342
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	26,776	短 期 借 入 金	5,087
リ ー ス 投 資 資 産	13,413	1年以内償還予定の社債	70
有 価 証 券	8,922	リ ー ス 債 務	112
商 品	17,083	未 払 金	13,314
繰 延 税 金 資 産	2,326	未 払 法 人 税 等	4,957
短 期 貸 付 金	195	ポ イ ン ト 引 当 金	426
未 収 入 金	19,955	事 業 再 構 築 引 当 金	1,089
そ の 他	2,096	資 産 除 去 債 務	21
貸 倒 引 当 金	△ 118	そ の 他	6,227
固 定 資 産	76,337	固 定 負 債	16,105
有 形 固 定 資 産	39,523	社 債	135
建 物 及 び 構 築 物	12,775	長 期 借 入 金	5,160
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	1,030	リ ー ス 債 務	1,270
工 具、器 具 及 び 備 品	2,303	繰 延 税 金 負 債	37
土 地	22,793	退 職 給 付 引 当 金	119
リ ー ス 資 産	298	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	205
建 設 仮 勘 定	322	資 産 除 去 債 務	1,801
無 形 固 定 資 産	6,253	そ の 他	7,375
の れ ん	764	負 債 合 計	71,755
リ ー ス 資 産	43	(純 資 産 の 部)	
ソ フ ト ウ エ ア	4,695	株 主 資 本	145,854
そ の 他	751	資 本 金	33,998
投 資 其 他 の 資 産	30,559	資 本 剰 余 金	34,278
投 資 有 価 証 券	5,752	利 益 剰 余 金	83,074
長 期 貸 付 金	460	自 己 株 式	△ 5,496
繰 延 税 金 資 産	4,169	其 他 の 包 括 利 益 累 計 額	△ 229
差 入 保 証 金	19,221	其 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	51
そ の 他	4,639	為 替 換 算 調 整 勘 定	△ 281
貸 倒 引 当 金	△ 3,683	少 数 株 主 持 分	567
資 産 合 計	217,948	純 資 産 合 計	146,193
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	217,948

連結損益計算書 (平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額
売 上 高		237,342
売 上 原 価		160,306
売 上 総 利 益		77,036
販売費及び一般管理費		63,315
営 業 利 益		13,720
営 業 外 収 益		4,097
受 取 利 息	162	
受 取 配 当 金	35	
持分法による投資利益	89	
受 取 手 数 料	434	
情 報 機 器 賃 貸 料	1,230	
そ の 他	2,145	
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	163	
為 替 差 損	51	
情 報 機 器 賃 貸 費 用	1,266	2,510
固 定 資 産 除 却 損	115	
そ の 他	914	
経 常 利 益		15,307
特 別 利 益		64
関 係 会 社 株 式 売 却 益	64	
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	30	
減 損 損 失	51	155
店 舗 整 理 損	74	
税金等調整前当期純利益		15,217
法人税、住民税及び事業税	6,934	6,812
法 人 税 等 調 整 額	△ 122	
少数株主損益調整前当期純利益		8,404
少 数 株 主 利 益		2
当 期 純 利 益		8,402

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

参考書類

連結株主資本等変動計算書 (平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合 計
平成23年4月1日 期首残高	33,998	34,278	89,984	△ 10,636	147,624
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△ 4,706		△ 4,706
当 期 純 利 益			8,402		8,402
自 己 株 式 の 取 得				△ 5,465	△ 5,465
自 己 株 式 の 消 却			△ 10,606	10,606	—
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	△ 6,910	5,140	△ 1,769
平成24年3月31日 期末残高	33,998	34,278	83,074	△ 5,496	145,854

	その他の包括利益累計額			少数株主 持 分	純資産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の包括 利益累計額合計		
平成23年4月1日 期首残高	21	△ 141	△ 120	458	147,962
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当					△ 4,706
当 期 純 利 益					8,402
自 己 株 式 の 取 得					△ 5,465
自 己 株 式 の 消 却					—
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	30	△ 139	△ 109	109	0
連結会計年度中の変動額合計	30	△ 139	△ 109	109	△ 1,769
平成24年3月31日 期末残高	51	△ 281	△ 229	567	146,193

連結注記表

[連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等]

1. 連結の範囲に関する事項
 - (1) 連結子会社の数 36 社 (除外 2 社)
 - (2) 主要な連結子会社の名称

株式会社エー・エム・シー	オートボックスフランス S. A. S.
株式会社オートボックスフィナンシャルサービス	
2. 持分法の適用に関する事項
 - (1) 持分法適用関連会社の数 7 社
 - (2) 主要な持分法適用関連会社の名称

株式会社ピューマ	株式会社ファナス
株式会社バッファロー	
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項
連結計算書類の作成に当たり、決算日が連結決算日と異なる海外子会社については、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。
4. 会計処理基準に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券	償却原価法 (定額法)
その他有価証券	
時価のあるもの	決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
時価のないもの	移動平均法による原価法
 - ② デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ	時価法
--------	-----
 - ③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

卸売部門	主として移動平均法による原価法 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
小売部門	主として売価還元法による原価法 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
 - (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産 (リース資産を除く)

店舗用建物及び構築物	主として定率法によっております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 当社グループが独自に見積もった経済耐用年数によっております。なお、事業用定期借地権が設定されている賃借地上の建物及び構築物については、当該契約年数を耐用年数としております。
建物及び構築物	3～20 年
上記以外のもの	
建物及び構築物	3～45 年
機械装置及び運搬具	2～15 年
工具、器具及び備品	2～20 年
 - ② 無形固定資産 (リース資産を除く)
 定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社グループ内における利用可能期間 (2～5 年) に基づく定額法によっております。
 - ③ リース資産
 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成 20 年 3 月 31 日以前の借手としてのリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

招集通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

参考書類

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

国内連結会社は、金銭債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②ポイント引当金

顧客に付与されたポイントの利用による売上値引に備えるため、当連結会計年度末において顧客に付与したポイントのうち将来利用されると見込まれる額を計上しております。

③事業再構築引当金

事業の再構築に伴い発生する損失に備えるため、当社が負担することとなる損失見込額を計上しております。

④退職給付引当金

連結子会社の一部は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

⑤役員退職慰労引当金

連結子会社の一部は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。なお、役員の退職金制度を見直し、一部を除き平成 17 年 4 月以降対応分については引当計上を行っておりません。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、各子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算しております。その結果発生する換算差額は、純資産の部における「為替換算調整勘定」及び「少数株主持分」に含めております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

振当処理を採用しております。なお、金利スワップについて特例処理の要件を満たしているものについては、特例処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

1. ヘッジ手段 通貨スワップ
ヘッジ対象 外貨建買掛金
2. ヘッジ手段 金利スワップ
ヘッジ対象 借入金利

③ヘッジ方針及びヘッジ有効性評価の方法

通貨スワップについては、外貨建取引に係る将来の為替相場の変動リスクを回避する目的で、外貨建買掛金の残高及び予定取引高の範囲内でヘッジする方針であり、有効性の評価を行い、経理部門においてチェックする体制をとっております。
金利スワップについては、借入金の金利変動リスクを回避する目的で実施しており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。なお、特例処理の要件を満たしているものについては、有効性の評価を省略しております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、20 年以内の合理的な期間に基づく定額法により償却を行っております。

(8) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

〔追加情報〕

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第 24 号 平成 21 年 12 月 4 日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 24 号 平成 21 年 12 月 4 日)を適用しております。

(法人税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正)

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成 23 年法律第 114 号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成 23 年法律第 117 号)が平成 23 年 12 月 2 日に公布され、平成 24 年 4 月 1 日以後に開始する連結会計年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の 41.0%から平成 24 年 4 月 1 日に開始する連結会計年度から平成 26 年 4 月 1 日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については 38.0%に、平成 27 年 4 月 1 日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、36.0%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は 513 百万円減少し、法人税等調整額が 517 百万円、その他有価証券評価差額金が 3 百万円、それぞれ増加しております。

〔連結貸借対照表に関する注記〕

1. 担保に供している資産	土地	242 百万円
担保に係る債務	買掛金	73 百万円
	短期借入金	339 百万円
	長期借入金	122 百万円
	計	535 百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額		40,081 百万円
3. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。		

〔連結損益計算書に関する注記〕

1. 減損損失
当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用 途	場 所	種 類	減損損失(百万円)
店 舗	旧)オートハローズ東室蘭店 (北海道室蘭市)	建 物	15
遊 休 資 産	パルスター(株)旧)仙台支店 (宮城県仙台市)	土 地	19
遊 休 資 産	パルスター(株)旧)大阪支店 (兵庫県三田市)	土 地 建 物	16

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位とし、遊休資産及び賃貸資産については当該資産単独で資産のグルーピングをしております。

地価の下落により土地の時価が取得価額に比べて下落した事業所や退店が決まった店舗等において、将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回ることとなった資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を特別損失の「減損損失」として 51 百万円計上しております。

減損損失の内訳は、土地 30 百万円、建物 20 百万円であります。

なお、当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い価額としております。

正味売却価額は不動産鑑定士による不動産鑑定評価額、もしくは路線価等を基準に算定しております。使用価値の算定にあたっての割引率は、加重平均資本コスト(WACC) 11.06%を使用しております。

2. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

〔連結株主資本等変動計算書に関する注記〕

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数
- 普通株式34,251,605株
2. 配当に関する事項
- (1) 配当金支払金額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年6月23日 定時株主総会	普通株式	2,397	70	平成23年3月31日	平成23年6月24日
平成23年10月31日 取締役会	普通株式	2,309	70	平成23年9月30日	平成23年12月9日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
- 次のとおり、決議を予定しております。

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成24年6月26日 定時株主総会	普通株式	2,448	利益剰余金	75	平成24年 3月31日	平成24年 6月27日

〔金融商品に関する注記〕

1. 金融商品の状況に関する事項
- (1) 金融商品に対する取組方針
- 当社グループは、設備投資計画に照らし、必要に応じて主に銀行借入によって資金を調達しております。また、一時的な待機資金は主に安全性の高い金融資産で運用しております。
- (2) 金融商品の内容及びそのリスク
- 営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。
- 有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的債券、上場株式を含むその他の有価証券であり、市場価格の変動リスクに晒されております。
- 長期貸付金はフランチャイズチェーン加盟法人に対するものであり、当該法人の信用リスクに晒されております。
- 当社グループの店舗建物は、ほとんどが独自の仕様であり、貸主より賃借し、フランチャイズチェーン加盟法人へ転貸しております。差入保証金の主なものは、当該契約に基づき貸主に差し入れているものであり、貸主の信用リスクに晒されております。
- リース投資資産の主なものは、上記店舗建物のうち、当社が所有する資産をフランチャイズチェーン加盟法人へリースしているものであり、当該法人の信用リスクに晒されております。
- 営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。
- 借入金、社債は、主に運転資金及び設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後5年であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権及び貸付金について、各事業部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の債権管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

満期保有目的債券、その他有価証券のうち社債等の債券については、資金運用方針に従い、格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券及び投資有価証券について、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、財務状況や市況等を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

また、為替や金利等の変動リスクについては金額の重要性が軽微であるため、記載を省略しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、必要手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。連結子会社においては、そのほとんどがグループファイナンス制度によって当社からの資金調達を実施しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成 24 年 3 月 31 日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。(注) 2. 参照)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
(1)現金及び預金	50,959	50,959	—
(2)受取手形及び売掛金	26,776		
貸倒引当金 ※1	△ 101		
	26,675	26,643	△ 31
(3)リース投資資産 ※2	13,230	15,683	2,453
(4)有価証券及び投資有価証券	14,178	13,543	△ 634
(5)短期貸付金	195	202	6
(6)未収入金	19,955	19,955	—
(7)長期貸付金	460		
貸倒引当金 ※1	△ 79		
	381	387	6
(8)差入保証金	19,221		
貸倒引当金 ※1	△ 104		
	19,117	17,510	△ 1,606
資産計	144,693	144,885	192
(1)支払手形及び買掛金	24,342	24,342	—
(2)短期借入金	5,087	5,177	90
(3)1年内償還予定の社債	70	71	1
(4)リース債務(流動負債)	112	189	76
(5)未払金	13,314	13,314	—
(6)未払法人税等	4,957	4,957	—
(7)社債	135	134	△ 0
(8)長期借入金	5,160	5,181	20
(9)リース債務(固定負債)	1,270	1,661	391
負債計	54,450	55,029	579

※ 1. 個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

※ 2. 連結貸借対照表計上額との差額は、資産除去債務相当額 183 百万円であります。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(6) 未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金、(3) リース投資資産、(5) 短期貸付金、(7) 長期貸付金、(8) 差入保証金

これらの時価は、一定の期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関等から提示された価格によっております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(5) 未払金、(6) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 短期借入金、(4) リース債務（流動負債）、(8) 長期借入金、(9) リース債務（固定負債）

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入またはリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(3) 1年内償還予定の社債、(7) 社債

これらの時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額(百万円)
非上場株式	496

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

〔1 株当たり情報に関する注記〕

1. 1株当たり純資産額	4,461 円 28 銭
2. 1株当たり当期純利益	252 円 85 銭

【重要な後発事象】

自己株式取得の決議

当社は、平成 24 年 5 月 10 日開催の取締役会において、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条の規定に基づき、自己株式を取得することを決議し、実施しております。

1. 自己株式取得に関する取締役会の決議内容

(1) 自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上及び株主還元強化を図るため

(2) 取得に係る事項の内容

①取得対象株式の種類	当社普通株式
②取得し得る株式の総数	1,800,000 株（上限）
③株式の取得価額の総額	8,100 百万円（上限）
④取得期間	平成 24 年 5 月 11 日から 平成 24 年 12 月 20 日まで

2. 自己株式取得の実施内容

(1) 取得日	平成 24 年 5 月 14 日
(2) 取得した株式の総数	1,000,000 株
(3) 取得価額の総額	4,025 百万円
(4) 取得の方法	大阪証券取引所の J-N E T 市場における買付け

自己株式消却の決議

当社は、平成 24 年 5 月 10 日開催の取締役会において、会社法第 178 条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議し、下記のとおり実施いたしました。

1. 消却した株式の種類	当社普通株式
2. 消却した株式の総数	1,601,570 株
3. 消却日	平成 24 年 5 月 17 日

第65期定時株主総会招集ご通知 添付書類

第65期 計算書類

自 平成23年4月 1 日
至 平成24年3月31日

貸借対照表 (平成24年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	122,902	流 動 負 債	45,057
現 金 及 び 預 金	47,683	買 掛 金	22,830
受 取 手 形	352	短 期 借 入 金	4,352
売 掛 金	22,071	リ ー ス 債 務	227
リ ー ス 投 資 資 産	19,783	未 払 金	4,759
有 価 証 券	8,922	未 払 費 用	2,392
商 品	5,775	未 払 法 人 税 等	4,655
前 払 費 用	1,083	前 受 り 金	37
繰 延 税 金 資 産	571	預 り 金	4,571
短 期 貸 付 金	8,362	前 受 取 益	237
未 収 入 金	7,776	ボ イ ン ト 引 当 金	27
そ の 他 金	621	事 業 再 構 築 引 当 金	962
貸 倒 引 当 金	△ 101	そ の 他	2
固 定 資 産	86,027	固 定 負 債	15,491
有 形 固 定 資 産	29,853	長 期 借 入 金	4,755
建 築 物	5,091	リ ー ス 債 務	2,131
構 築 物	856	預 り 保 証 金	7,633
機 械 及 び 装 置	639	資 産 除 去 債 務	970
車 両 運 搬 具	14	そ の 他	0
工 具、器 具 及 び 備 品	492		
土 地	22,554	負 債 合 計	60,549
建 設 仮 勘 定	204		
無 形 固 定 資 産	5,161	(純 資 産 の 部)	
借 地 権	641	株 主 資 本	148,335
ソ フ ト ウ エ ア	4,493	資 本 金	33,998
そ の 他	26	資 本 剰 余 金	34,278
投 資 そ の 他 の 資 産	51,012	資 本 準 備 金	34,278
投 資 有 価 証 券	4,387	利 益 剰 余 金	85,522
関 係 会 社 株 式	13,281	利 益 準 備 金	1,296
長 期 貸 付 金	460	そ の 他 利 益 剰 余 金	84,225
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	10,354	事 業 拡 張 積 立 金	665
破 産 更 生 債 権 等	3,337	資 産 圧 縮 積 立 金	746
長 期 前 払 費 用	906	別 途 積 立 金	76,350
繰 延 税 金 資 産	3,068	繰 越 利 益 剰 余 金	6,464
差 入 保 証 金	18,730	自 己 株 式	△ 5,463
そ の 他	42	評 価・換 算 差 額 等	45
投 資 損 失 引 当 金	△ 35	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	45
貸 倒 引 当 金	△ 3,521		
資 産 合 計	208,930	純 資 産 合 計	148,381
		負 債・純 資 産 合 計	208,930

損益計算書（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		195,601
売 上 原 価		153,854
売 上 総 利 益		41,746
販売費及び一般管理費		28,156
営 業 利 益		13,590
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	254	
有 価 証 券 利 息	58	
受 取 配 当 金	725	
受 取 手 数 料	229	
情 報 機 器 賃 貸 料	1,712	
そ の 他	993	3,976
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	143	
為 替 差 損	46	
情 報 機 器 賃 貸 費 用	1,759	
そ の 他	467	2,417
経 常 利 益		15,148
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	29	
店 舗 整 理 損	81	110
税 引 前 当 期 純 利 益		15,038
法人税、住民税及び事業税	6,334	
法 人 税 等 調 整 額	△ 131	6,202
当 期 純 利 益		8,835

招集
通知

事業
報告

連結
計算書類

計算
書類

監査
報告書

参考
書類

株主資本等変動計算書（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金					
		資 本 準備金	資 本 剰余金 合 計	利 益 準備金	その他利益剰余金				利 益 剰余金 合 計
					事業拡張 積 立 金	資産圧縮 積 立 金	別 途 積立金	繰越利益 剰 余 金	
平成23年4月1日 期首残高	33,998	34,278	34,278	1,296	665	665	76,350	13,022	92,000
事業年度中の変動額									
資産圧縮積立金の取崩						△ 0		0	－
資産圧縮積立金の積立						80		△ 80	－
剰 余 金 の 配 当								△ 4,706	△ 4,706
当 期 純 利 益								8,835	8,835
自 己 株 式 の 取 得									
自 己 株 式 の 消 却								△ 10,606	△ 10,606
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）									
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	80	－	△ 6,558	△ 6,477
平成24年3月31日 期末残高	33,998	34,278	34,278	1,296	665	746	76,350	6,464	85,522

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成23年4月1日 期首残高	△ 10,606	149,670	21	21	149,692
事業年度中の変動額					
資産圧縮積立金の取崩		－			－
資産圧縮積立金の積立		－			－
剰余金の配当		△ 4,706			△ 4,706
当期純利益		8,835			8,835
自己株式の取得	△ 5,463	△ 5,463			△ 5,463
自己株式の消却	10,606	－			－
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			23	23	23
事業年度中の変動額合計	5,142	△ 1,335	23	23	△ 1,311
平成24年3月31日 期末残高	△ 5,463	148,335	45	45	148,381

個別注記表

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①満期保有目的債券

償却原価法（定額法）

②子会社株式および関連会社株式

移動平均法による原価法

③その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

①卸売部門

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

②小売部門

主として売価還元法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

①店舗用建物及び構築物

建 物
構 築 物

定率法によっております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

当社が独自に見積もった経済耐用年数によっております。なお、事業用定期借地権が設定されている賃借地上の建物及び構築物については、当該契約年数を耐用年数としております。

3～20年

3～20年

②上記以外のもの

建 物
構 築 物

3～45年

3～30年

機 械 及 び 装 置
工 具、器 具 及 び 備 品

5～15年

2～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（2～5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の借手としてのリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

金銭債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 投資損失引当金

関係会社への投資に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案して計上しております。

(3) ポイント引当金

顧客に付与されたポイントの利用による売上値引に備えるため、当事業年度末において顧客に付与したポイントのうち将来利用されると見込まれる額を計上しております。

(4) 事業再構築引当金

事業の再構築に伴い発生する損失に備えるため、投資金額及び債権金額を超えて負担することとなる損失見込額を計上しております。

招 集 ご 通 知

事 業 報 告

連 結 計 算 書 類

計 算 書 類

監 査 報 告 書

参 考 書 類

4. 収益及び費用の計上基準

所有権移転外ファイナンス・

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

リース取引に係る収益の計上基準

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物を為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

振当処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 通貨スワップ

ヘッジ対象 外貨建買掛金

(3) ヘッジ方針及びヘッジ有効性

外貨建取引に係る将来の為替相場の変動リスクを回避する目的で、外貨建買掛金の残高及び予定取引高の範囲内でヘッジする方針であり、有効性の評価を行い、経理部門においてチェックする体制をとっております。

評価の方法

7. その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

〔追加情報〕

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第 24 号 平成 21 年 12 月 4 日) 及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 24 号 平成 21 年 12 月 4 日) を適用しております。

〔貸借対照表に関する注記〕

1. 有形固定資産の減価償却累計額

19,918 百万円

2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

(1) 短期金銭債権

25,067 百万円

(2) 短期金銭債務

7,218 百万円

(3) 長期金銭債務

1,483 百万円

3. 貸出コミットメント

貸出コミットメントに係る貸出未実行残高は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額 11,740 百万円

貸出実行残高 2,384 百万円

差引額 9,355 百万円

なお、上記貸出コミットメント契約においては、借入人の信用状態等に関する審査を貸出の条件としているものが含まれているため、必ずしも全額が貸出実行されるものではありません。

4. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

〔損益計算書に関する注記〕

1. 関係会社との取引高

(1) 営業取引による取引高

売上高

71,621 百万円

仕入高

8,122 百万円

その他の営業取引

2,104 百万円

(2) 営業取引以外の取引高

4,667 百万円

2. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

〔株主資本等変動計算書に関する注記〕

当事業年度末日における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	1,601,570 株

〔税効果会計に関する注記〕

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生主な原因別内訳

(流動の部) (単位：百万円)

繰延税金資産	
未払金否認	461
未払事業税	347
商品評価損否認	113
貸倒引当金損金算入限度超過額	31
商品仕入割戻配賦額否認	105
事業再構築引当金否認	365
その他	147
繰延税金資産合計	1,574

繰延税金負債	
リース会計基準適用に伴う影響額	△ 920
その他	△ 82
繰延税金負債合計	△ 1,002
繰延税金資産の純額	571

(固定の部)	
繰延税金資産	
減価償却費損金算入限度超過額	662
減損損失	1,472
関係会社株式評価損否認	2,153
投資損失引当金否認	13
投資有価証券評価損否認	563
貸倒引当金損金算入限度超過額	1,108
ゴルフ会員権等評価損否認	10
債権譲渡損失否認	1,116
資産除去債務否認	339
その他	743
繰延税金資産小計	8,185
評価性引当額	△ 4,565
繰延税金資産合計	3,620

繰延税金負債	
資産圧縮積立金	△ 401
その他有価証券評価差額金	△ 24
その他	△ 125
繰延税金負債合計	△ 551
繰延税金資産の純額	3,068

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

参考書類

(法人税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正)

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成 23 年法律第 114 号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成 23 年法律第 117 号)が平成 23 年 12 月 2 日に公布され、平成 24 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の 41.0%から平成 24 年 4 月 1 日に開始する事業年度から平成 26 年 4 月 1 日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については 38.0%に、平成 27 年 4 月 1 日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、36.0%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は 305 百万円減少し、法人税等調整額が 309 百万円、その他有価証券評価差額金が 3 百万円、それぞれ増加しております。

[リースにより使用する固定資産に関する注記]

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

[関連当事者との取引に関する注記]

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属 性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
子会社	(株)オートバックス フィナンシャル サービス	所有 直接 100.0%	資金の援助	資金貸付 (注1.)	19,371	短期貸付金 長期貸付金	5,171 7,878
関連会社	(株)ABシステム ソリューション	所有 直接 14.9%	ソフトウェアの 開発委託	ソフトウェアの 開発委託 (注2.)	2,159	未払金	821

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 資金の貸付利率については、市場金利を勘案して決定しております。

2. ソフトウェアの委託開発については、関連会社から見積りを受領し、価格交渉により決定しております。

取引金額には消費税等を含まず、期末残高には消費税等を含んでおります。

[1 株当たり情報に関する注記]

- | | |
|----------------|--------------|
| 1. 1 株当たり純資産額 | 4,544 円 60 銭 |
| 2. 1 株当たり当期純利益 | 265 円 80 銭 |

【重要な後発事象】

自己株式取得の決議

当社は、平成 24 年 5 月 10 日開催の取締役会において、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条の規定に基づき、自己株式を取得することを決議し、実施しております。

1. 自己株式取得に関する取締役会の決議内容

(1) 自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上及び株主還元強化を図るため

(2) 取得に係る事項の内容

①取得対象株式の種類	当社普通株式
②取得し得る株式の総数	1,800,000 株（上限）
③株式の取得価額の総額	8,100 百万円（上限）
④取得期間	平成 24 年 5 月 11 日から 平成 24 年 12 月 20 日まで

2. 自己株式取得の実施内容

(1) 取得日	平成 24 年 5 月 14 日
(2) 取得した株式の総数	1,000,000 株
(3) 取得価額の総額	4,025 百万円
(4) 取得の方法	大阪証券取引所の J-N E T 市場における買付け

自己株式消却の決議

当社は、平成 24 年 5 月 10 日開催の取締役会において、会社法第 178 条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議し、下記のとおり実施いたしました。

1. 消却した株式の種類	当社普通株式
2. 消却した株式の総数	1,601,570 株
3. 消却日	平成 24 年 5 月 17 日

MEMO

招集通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

参考書類

Horizontal dashed lines for memo content.

第65期定時株主総会招集ご通知 添付書類

第65期 監査報告書

自 平成23年4月 1 日

至 平成24年3月31日

連結計算書類に係る
会計監査人の監査報告
会計監査人の監査報告
監査役会の監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

招集し通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

参考書類

独立監査人の監査報告書

平成 24 年 5 月 18 日

株式会社オートバックスセブン
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 日下 靖規 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石川 喜裕 ⑩

当監査法人は、会社法第 444 条第 4 項の規定に基づき、株式会社オートバックスセブンの平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オートバックスセブン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成 24 年 5 月 18 日

株式会社オートバックスセブン
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 日下 靖規 ⑩

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 石川 喜裕 ⑩

当監査法人は、会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、株式会社オートバックスセブンの平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの第 65 期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

参考書類

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの第 65 期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第 100 条第 1 項及び第 3 項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第 118 条第 3 号イの基本方針（株式会社の支配に関する基本方針）については、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第 131 条各号に掲

げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成24年5月22日

株式会社オートバックスセブン 監査役会

常 勤 監 査 役	井 手 秀 博 ㊞
常勤監査役(社外監査役)	清 原 敏 樹 ㊞
社 外 監 査 役	池 永 朝 昭 ㊞
社 外 監 査 役	坂 倉 裕 司 ㊞

以 上

以 上

第65期 定時株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役8名選任の件

第3号議案 監査役1名選任の件

第1号議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分の件につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題の一つと位置づけており、平成22年5月13日発表の「オートバックス 2010 中期経営計画」において配当指標として定めていました「連結株主資本配当率 (DOE) 3%」以上を目標に安定的かつ継続的な配当を実施していくことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、業績等が順調に推移したことから、上記方針に基づき、以下のとおりとさせていただきます。存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金75円

総額 2,448,752,625円

なお、中間配当金として1株につき金70円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株当たり145円となります。

(3) 当該剰余金の配当が効力を生じる日

平成24年6月27日

第2号議案および参考事項

第2号議案 取締役8名選任の件

本株主総会終結の時をもって、取締役全員（8名）の任期が満了となります。

つきましては、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、以下のとおりであり、取締役候補者に関する事項は、75頁から83頁のとおりであります。

候補者番号	氏 名	当社における地位および担当	備考
1	湧 田 節 夫	代表取締役 社長執行役員 チェン本部長	
2	経 森 康 弘	取締役 副社長執行役員 チェン副本部長	
3	森 本 弘 徳	取締役 専務執行役員 経営管理統括	
4	田 村 達 也	取締役	(社外取締役) 独立役員
5	服 部 範 雄	取締役	(社外取締役) 独立役員
6	松 村 晃 行	取締役 常務執行役員 店舗販売企画統括 兼 IFRS担当	
7	小 林 喜夫巳	取締役 常務執行役員 営業統括 兼 エリア戦略担当	
8	島 崎 憲 明	取締役	(社外取締役) 独立役員

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。(但し、83頁4. をご参照ください)

2. 田村達也、服部範雄および島崎憲明の3氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。また、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2の規定および株式会社大阪証券取引所の企業行動規範に関する規則第7条の規定、かつ当社が定める独立性要件を満たしており、独立役員となる予定であります。



候補者番号 1

わく だ せつ お
湧田 節夫

当社における地位および担当

代表取締役 社長執行役員 チェン本部長

◆生年月日 昭和23年12月25日

◆在任年数 9年(本総会終結時)

◆所有する当社株式数 26,914株

株主の皆様へ

「オートバックス 2010中期経営計画」で掲げた「店舗収益力の強化」を目指す課題を2年間で1つ1つ着実に実行してまいりました。今期はその成果を確実なものとし、個店力の強化を実現します。

また、今後2年間では「市場シェアの向上」を目指し、新規出店による成長戦略に取り組んでまいります。厳しい経営環境のなか、オートバックスの変革を実現し、「クルマのことならオートバックス」とお客様からご支持いただけるよう、オートバックス・ブランドの向上にグループ一丸となって邁進する所存です。

取締役候補者とした理由

候補者は、代表取締役社長執行役員として、過去4年間にわたり「クルマのことならオートバックス」を実現するため、持続的な成長に邁進し、当社グループを牽引してまいりました。

取締役会での決議事項および報告事項において、適切な説明および重要事項の決定を行い、業務執行の役割を十分に果たすとともに、他の取締役の業務執行を監督しております。

また、平成25年度に最終年度を迎える「オートバックス 2010 中期経営計画」では、着実かつ確実に実績をあげております。

当社は、候補者が引き続き経営の指揮を執り、持続的な成長を目指していくことが最適であると判断いたしました。

略歴および重要な兼職の状況

昭和42年3月	株式会社富士商会入社
平成10年4月	チェン企画室長
平成10年6月	取締役 チェン企画室長
平成14年6月	エグゼクティブ・オフィサー
平成15年6月	取締役
平成20年3月	代表取締役 PMO
平成20年6月	代表取締役 社長執行役員
平成21年4月	代表取締役 社長執行役員 チェン本部長(現任)



候補者番号 2

つね もり やす ひろ

経 森 康 弘

当社における地位および担当

取締役 副社長執行役員 チェン副本部長

◆生年月日 昭和27年3月22日

◆在任年数 9年(本総会終結時)

◆所有する当社株式数 2,200株

株主の皆様へ

環境変化が激しい今日の経営において、創業以来培ってきたオートボックスフランチャイズビジネスに更に磨きをかけ、進化させてまいります。

「オートボックス 2010 中期経営計画」を強く意識し、グループ価値の持続的増大を目指します。

国内および海外のオートボックス事業は元より、成長性ある車関連ビジネスにおいても、私の信条である「既成概念に捉われず、慎重かつ大胆な意思決定」をもって、株主の皆様を始めとするステークホルダーの期待にお応えする所存であります。

取締役候補者とした理由

候補者は、オートボックスフランチャイズビジネスにおける営業および商品に精通し、また、人事、総務ならびに財務など、幅広い知識と経験を有しております。

これらの知識と経験に基づき、取締役として長年にわたり、重要事項の決定および他の取締役の業務執行の監督ならびに業務執行の役割を十分に果たし、企業価値の向上に尽力してまいりました。

当社の更なる企業価値の向上のため、候補者の豊富な知識と経験を最大限に役立てることが当社グループにとって最適であると判断いたしましたので、昨年に引き続き、取締役候補者いたしました。

略歴および重要な兼職の状況

昭和52年4月	株式会社商店設計入社
昭和53年3月	大豊産業株式会社入社
平成12年4月	商品本部長
平成12年6月	取締役 商品本部長
平成14年6月	エグゼクティブ・オフィサー
平成15年6月	取締役
平成20年6月	取締役 副社長執行役員
平成22年4月	取締役 副社長執行役員 チェン副本部長 兼 経理・財務 統括 兼 経理・財務担当
平成23年4月	取締役 副社長執行役員 チェン副本部長 兼 経理・財務 統括 兼 海外事業統括 兼 海外事業担当
平成24年4月	取締役 副社長執行役員 チェン副本部長(現任)

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

参考書類



候補者番号 3

もり もと ひろ のり

森本 弘徳

当社における地位および担当

取締役 専務執行役員 経営管理統括

◆生年月日 昭和32年6月2日

◆在任年数 6年(本総会終結時)

◆所有する当社株式数 1,400株

株主の皆様へ

この2年間、「オートバックス 2010 中期経営計画」に基づき、国内オートバックス事業に集中し、お客様への「提供価値」の再構築を目指す方針のもと、店舗売場改革を中心とした施策に取り組んでまいりました。

今期は更にオートバックス事業の成長を加速すべく、人・モノ・金・情報等のあらゆる経営資源の最適配分をはかり、また、環境変化に柔軟かつ機動的に対応することによって、より強固な経営基盤を築き上げることで、中期経営計画の実現と企業価値向上に努めてまいります。

取締役候補者とした理由

候補者は、オートバックスフランチャイズビジネスの重要分野である、加盟法人との関係構築および店舗の収益向上において実績を積み重ねるとともに、人事、総務をはじめとする管理分野の経験など、幅広く経営に携わってまいりました。

これらの豊富な知識と経験に基づき、取締役として、重要事項の決定および他の取締役の業務執行の監督ならびに業務執行の役割を十分に果たしております。

「オートバックス 2010 中期経営計画」において、成長準備期から既存事業成長期に移行する今年度、候補者の豊富な知識と経験を最大限に役立てることが当社グループの持続的な成長にとって最適であると判断いたしましたので、昨年に引き続き、取締役候補者といたしました。

略歴および重要な兼職の状況

昭和56年 3 月	当社入社
平成18年 4 月	Co-COO エリアドミナント戦略推進統括 兼 販売促進担当 兼 店舗開発担当 兼 業態開発事業担当 兼 販売促進部長
平成18年 6 月	取締役
平成20年 6 月	取締役 常務執行役員
平成22年 4 月	取締役 専務執行役員 システム・総務統括 兼 海外事業統括 兼 海外事業担当
平成23年 4 月	取締役 専務執行役員 人事・総務統括
平成23年11月	取締役 専務執行役員 人事・総務統括 兼 内部統制担当
平成24年 4 月	取締役 専務執行役員 経営管理統括(現任)



候補者番号 4

た むら たつ や
田 村 達 也

当社における地位および担当

社外取締役 独立役員

◆生年月日

昭和13年10月11日

◆在任年数

4年(本総会終結時)

◆所有する当社株式数

400株

株主の皆様へ

車のアフターセールス市場には、車利用率の低下、EV、ハイブリッド化等いくつかの重大な構造変化が起きています。当社はこうした構造変化に柔軟かつ機動的に対応していくと同時に、同市場周辺の新しいビジネスチャンスにも積極的に取り組んでいく必要があります。

社外取締役・独立役員として、こうした視点を大切に、経営陣・執行部との意見交換を活発に行っていくとともに、そうした積極的かわりを通じて企業・従業員・株主・FC各社共同の利益発展に寄与していきたいと考えています。

社外取締役候補者とした理由

候補者は略歴の通り、財務およびコーポレート・ガバナンスに関する豊富な経験と高い見識を有しております。

社外取締役ならびに独立役員として、一般株主保護の観点から、重要事項の決定および業務執行の監督の役割を十分に果たすとともに、当社ガバナンス委員会の委員長として、当社のコーポレート・ガバナンスの推進・強化を図り、企業価値の向上に尽力してまいりました。

昨年に引き続き、社外取締役ならびに独立役員として、当社の経営を監督することが可能であると判断し、社外取締役候補者いたしました。

略歴および重要な兼職の状況

昭和36年4月	日本銀行入行
昭和61年5月	同行欧州代表
平成4年2月	同行理事
平成8年4月	A.T.カーニー株式会社 会長
平成8年6月	Foreign and Colonial Pacific Investment Fund, Advisor to the Board
平成11年4月	社団法人経済同友会幹事
平成14年5月	株式会社グローバル経営研究所 代表取締役(現任)
	公益社団法人日本経済研究センター 監事(現任)
平成15年3月	特定非営利活動法人日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク代表理事(現任)
平成20年6月	当社 社外取締役(現任)
平成21年6月	日本興亜損害保険株式会社 社外取締役
平成22年6月	株式会社新生銀行 社外監査役(現任)

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

参考書類



候補者番号 5

はっ とり のり お

服部 範雄

当社における地位および担当

社外取締役 独立役員

◆生年月日

昭和21年4月3日

◆在任年数

4年(本総会終結時)

◆所有する当社株式数

400株

株主の皆様へ

今年度は「オートバックス 2010 中期経営計画」が策定されて3年目に当たりますが、この間自動車の一層の電子化、eコマースの拡大など、アフターマーケット市場環境は大きく変化をしております。

こうした状況を踏まえ、経営会議、取締役会等ではスピード感を持って議論に参加をしていきたいと考えています。

また、オリンパス事件などの発生を受けて、社外取締役、独立役員の役割、責務について、各方面で議論が活発化しており、これらの動向も注視しつつ、弊社の企業価値の向上、コーポレート・ガバナンスの充実に貢献してまいりたい所存です。

社外取締役候補者とした理由

候補者は略歴の通り、反社会的勢力排除を含む危機管理に関する豊富な経験と、海外事情に関する高い見識を有しております。

これらの経験と見識に基づき、社外取締役ならびに独立役員として、一般株主保護の観点から、重要事項の決定および業務執行の監督の役割を十分に果たすとともに、リスクマネジメント委員会において、専門的な見地から発言を行っております。

昨年に引き続き、社外取締役ならびに独立役員として、当社の経営を監督することが可能であると判断し、社外取締役候補者いたしました。

略歴および重要な兼職の状況

昭和45年 4 月	警察庁入庁
昭和49年 6 月	人事院長期在外研究員 (ハーヴァード大学経営学大学院留学)
昭和56年 6 月	在イスラエル日本国大使館 一等書記官
平成 3 年 7 月	山梨県警察本部長
平成 7 年 8 月	警察庁首席監察官
平成 8 年12月	埼玉県警察本部長
平成10年 7 月	皇宮警察本部長
平成12年 8 月	関東管区警察局長
平成13年 9 月	警察庁退官
平成13年10月	全日本空輸株式会社 常勤顧問
平成18年10月	富国生命保険相互会社 顧問
平成20年 6 月	当社 社外取締役(現任)
平成23年 4 月	公益社団法人日本防犯設備協会 代表理事(現任)



候補者番号 6

まつ むら てる ゆき

松村 晃行

当社における地位および担当

取締役 常務執行役員 店舗販売企画統括
兼 IFRS担当

◆生年月日 昭和36年11月25日
◆在任年数 3年(本総会終結時)
◆所有する当社株式数 1,921株

株主の皆様へ

市場環境が依然として不透明な状況が続いておりますが、2年間に渡り「オートバックス 2010 中期経営計画」に基づく「既存店売場改革」に注力してまいりました。

今期は、今まで以上にお客様視点での選びやすく、買いやすい店作りを実践するとともに、スーパーオートバックスの改革に着手することによって、市場シェア向上、店舗収益力向上という成果につげていきます。より強固なオートバックスグループに成長するため、柔軟にスピードを持って取り組んでまいります。

取締役候補者とした理由

候補者は、長年にわたり、オートバックスフランチャイズビジネスにおける営業、商品、サービスといった主要分野において、実績と経験を積み重ねてまいりました。

これらの豊富な知識と経験ならびに実績に基づき、取締役として、重要事項の決定および他の取締役の業務執行の監督ならびに業務執行の役割を十分に果たしております。

当社は、「オートバックス 2010 中期経営計画」を実現し、より一層の企業価値の向上を図るために、候補者の豊富な知識と経験を最大限に役立てることが、当社グループにとって最適であると判断いたしましたので、昨年に引き続き、取締役候補者といたしました。

略歴および重要な兼職の状況

昭和59年3月	当社入社
平成21年4月	上席執行役員 関東エリア事業部長
平成21年6月	取締役 上席執行役員 関東エリア事業部長
平成22年4月	取締役 上席執行役員 店舗販売企画統括
平成23年4月	取締役 上席執行役員 店舗販売企画統括 兼 サービス事業担当 兼 車販売事業担当
平成24年4月	取締役 常務執行役員 店舗販売企画統括 兼 IFRS担当(現任)

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

参考書類



候補者番号 7

こ ばやし き お み
小林 喜 夫 巳

当社における地位および担当

取締役 常務執行役員 営業統括

兼 エリア戦略担当

◆生年月日

昭和31年2月11日

◆在任年数

2年(本総会終結時)

◆所有する当社株式数

800株

株主の皆様へ

「オートバックス 2010 中期経営計画」に基づき、120店舗の新規出店を通じたシェアの向上と、現場の実行力強化を通じた収益力の向上が、私の使命であると受け止めております。

お客様にとって、分かりやすく選びやすい売場の改革、心地よい接遇の改革といった、これまでの取り組みを確実に成果につなげていくために、中期経営計画3年目の今期は、出店開発力の強化と個店戦略力の強化に注力し、地域のお客様から選ばれるナンバーワンのチェーン作りを力強く推し進めていくことで、オートバックスのブランド価値と企業価値の向上に努めてまいります。

取締役候補者とした理由

候補者は、オートバックスフランチャイズビジネスの商品、営業の分野で長年にわたり実績を積み重ね、また、海外事業にも携わり、当社の事業全般に精通しております。

その豊富な経験と知識に基づき、取締役として、重要事項の決定および他の取締役の業務執行の監督ならびに業務執行の役割を十分に果たしております。

「オートバックス 2010 中期経営計画」を実現し、より一層の企業価値の向上を図るために、候補者の豊富な知識と経験を最大限に役立てることが、当社グループにとって最適であると判断いたしましたので、昨年に引き続き、取締役候補者いたしました。

略歴および重要な兼職の状況

昭和53年 3 月	当社入社
平成20年 6 月	執行役員 関西エリア事業部長
平成22年 4 月	上席執行役員 営業統括 兼 エリア戦略担当
平成22年 6 月	取締役 上席執行役員 営業統括 兼 エリア戦略担当
平成24年 4 月	取締役 常務執行役員 営業統括 兼 エリア戦略担当 (現任)



候補者番号 8

しま ぎき のり あき

島崎 憲明

当社における地位および担当

社外取締役 独立役員

◆生年月日

昭和21年8月19日

◆在任年数

1年(本総会終結時)

◆所有する当社株式数

300株

株主の皆様へ

欧州債務危機は依然として先行きが不透明で、世界金融への深刻な影響も懸念される中、国内外での事業環境は一段と厳しさを増しています。

当社が持続的な成長により企業価値の向上を実現するには、「オートバックス 2010 中期経営計画」に沿った事業戦略の着実な実行が必要です。新規市場への挑戦には、充分な事業性の調査と事業推進の体制構築が求められますが、中でも、人材面でのさらなる強化が課題と認識しています。

これらの重要施策推進に際し、私は今までの経験を生かして寄与してまいりたいと考えています。

社外取締役候補者とした理由

候補者は、事業会社における経理、財務をはじめ、人材開発、リスクマネジメント、経営戦略などに関する豊富な経験と高い見識を有しております。

また、企業の経営者や会計等に関する公的職務において、長年にわたり、監視・監督の役割を担ってまいりました。

これらの豊富な経験と高い見識に基づき、社外取締役ならびに独立役員として、一般株主保護の観点から、重要事項の決定および業務執行の監督の役割を十分に果たしております。

昨年に引き続き、社外取締役ならびに独立役員として、当社の経営を監督することが可能であると判断し、社外取締役候補者いたしました。

略歴および重要な兼職の状況

昭和44年 4 月	住友商事株式会社入社
平成 5 年 1 月	同社 主計部長
平成10年 6 月	同社 取締役
平成14年 4 月	同社 代表取締役 常務取締役
平成15年 1 月	金融庁 企業会計審議会委員(現任)
平成16年 4 月	住友商事株式会社 代表取締役 専務執行役員
平成17年 4 月	同社 代表取締役 副社長執行役員
平成20年 7 月	社団法人日本経済団体連合会 企業会計部会長
平成21年 1 月	国際財務報告基準財団 (IFRS)評議員(現任)
平成21年 7 月	住友商事株式会社 特別顧問(現任)
平成23年 6 月	公益財団法人財務会計基準機構 理事(現任)
平成23年 6 月	日本証券業協会 公益理事 自主規制会議議長(現任)
平成23年 6 月	当社 社外取締役(現任)

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

参考書類

社外取締役候補者に関する特記事項

1. 社外取締役候補者

田村達也、服部範雄および島崎憲明の3氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。

2. 社外取締役との責任限定契約について

社外取締役候補者の3氏は、現在、当社の社外取締役であり、当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。3氏が再任されますと、同契約を継続する予定であります。

〔責任限定契約の内容の概要〕

責任限定契約に基づく賠償責任限度額は、金1,000万円または会社法第425条第1項に定める下記a)およびb)の合計金額のいずれか高い額となります。

a) その在職中に当社から職務執行の対価として受け、または受けるべき財産上の利益の1年間当たりの額に相当する額として、会社法施行規則第113条で定める方法により算定される額に2を乗じて得た額。

b) 当社の新株予約権(会社法第2条第21号)を引き受けた場合(会社法第238条第3項各号に掲げる場合に限る。)における当該新株予約権に関する財産上の利益に相当する額として、会社法施行規則第114条で定める方法により算定される額。

3. 社外取締役の独立性

社外取締役候補者の3氏は、上場証券取引所の定める独立性の要件および当社取締役会が定めた「社外役員の独立性要件」(平成22年2月24日制定)を満たしております。

なお、「社外役員の独立性要件」につきましては、87頁をご参照ください。

4. 社外取締役候補者と当社との特別の利害関係

①田村達也氏は、特定非営利活動法人日本コーポレート・ガバナンス・ネットワークの代表理事を兼職しておりますが、当社は、当該法人が主催するガバナンス等に関する各種セミナーやイベントに参加することにより当社のガバナンスの推進・強化を図るため、当該法人の賛助会員として、年会費を支払っております。

その額および性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略いたします。

②服部範雄氏は、公益社団法人日本防犯設備協会の代表理事を兼職しておりますが、当該法人が提供する店舗における侵入窃盗や万引き等の防犯対策に係る情報および指導を得ることにより、当社グループのリスクマネジメントの推進・強化を図るため、当該法人の賛助会員として、年会費を支払っております。

その額および性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略いたします。

③その他の候補者と当社との間に特別の利害関係はございません。

第3号議案および参考事項

第3号議案 監査役1名選任の件

本株主総会終結の時をもって、監査役池永朝昭の任期が満了となります。

つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、以下のとおりであり、監査役候補者に関する事項は、85頁から86頁のとおりであります。

氏 名	当社における地位	備考
池 永 朝 昭	監査役	(社外監査役) 独立役員

(注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 池永朝昭氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役の候補者であります。また、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2の規定および株式会社大阪証券取引所の企業行動規範に関する規則第7条の規定、かつ当社が定める独立性要件を満たしており、独立役員となる予定であります。



いけ なが とも あき

池 永 朝 昭(重任)

当社における地位

社外監査役 独立役員

◆生年月日

昭和29年10月4日

◆在任年数

4年(本総会終結時)

◆所有する当社株式数

400株

株主の皆様へ

4年間、社外監査役として、当社の内部統制の改革、業務において発生するリスクの認識と対応、企業価値向上のための合理的な経営判断について、取締役会に適時、具申、助言または勧告してまいりました。

引き続き、ガバナンスを専門とする弁護士としての知見を活用し、当社の経営の発展のため努力してまいります。

社外監査役候補者とした理由

候補者は、法律家としての豊富な経験を有し、また特に、内部統制およびコンプライアンス等に関する専門的な知見を有しております。

これらの豊富な経験や知見に基づき、社外監査役ならびに独立役員として、一般株主保護の観点から、適時、発言を行うなど、監査機能を十分に発揮しております。

昨年に引き続き、社外監査役ならびに独立役員として、当社の経営を監査することが可能であると判断し、社外監査役候補者いたしました。

略歴および重要な兼職の状況

昭和56年 4 月	第二東京弁護士会弁護士登録
平成10年 6 月	チェース・マンハッタン銀行 本店法務部入行
平成10年 8 月	同行 東京支店法務部長
平成13年 7 月	J.P.モルガン証券会社 東京支店法務部長兼任
平成14年 6 月	ドイツ銀行東京支店および ドイツ証券東京支店 ジェネラル・カウンセラー 兼 法務部長 ドイツ証券株式会社 執行役員 ジェネラル・カウンセラー 兼 法務部長兼任
平成18年 1 月	アンダーソン・毛利・友常法律事務所 パートナー弁護士(現任)
平成18年10月	当社 社外監査役(現任)
平成20年 6 月	ムーディーズ・ジャパン株式会社 独立監督委員(現任)
平成22年 9 月	ムーディーズSFジャパン株式会社 独立監督委員(現任)

社外監査役候補者に関する特記事項

1. 社外監査役候補者

池永朝昭氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。

2. 社外監査役との責任限定契約について

池永朝昭氏は、現在、当社の社外監査役であり、当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。再任されますと、同契約を継続する予定であります。

[責任限定契約の内容の概要]

責任限定契約に基づく賠償責任限度額は、金500万円または会社法第425条第1項に定める下記 a) および b) の合計金額のいずれか高い額となります。

a) その在職中に当社から職務執行の対価として受け、または受けるべき財産上の利益の1年間当たりの額に相当する額として、会社法施行規則第113条で定める方法により算定される額に2を乗じて得た額。

b) 当社の新株予約権(会社法第2条第21号)を引き受けた場合(会社法第238条第3項各号に掲げる場合に限る。)における当該新株予約権に関する財産上の利益に相当する額として、会社法施行規則第114条で定める方法により算定される額。

3. 社外監査役の独立性

社外監査役候補者は、上場証券取引所の定める独立性の要件および当社取締役会が定めた「社外役員の独立性要件」(平成22年2月24日制定)を満たしております。

なお、「社外役員の独立性要件」につきましては、87頁をご参照ください。

社外役員の独立性要件

当社の独立役員とは、会社法および会社法施行規則の定めによる社外取締役あるいは社外監査役であるとともに、以下の独立性要件を満たす者をいう。

なお、以下の独立性要件に抵触する事態が発生した時点で、独立性を失うものとする。

1. 過去5年間に、当社および当社の関係会社（以下併せてオートボックスセブングループという）ならびに特定の企業等と、次に挙げる利害関係をもたないこと。
 - ①オートボックスセブングループから1会計年度当たり1千万円を超える報酬（当社からの役員報酬を除く）、その他の財産を受け取っていないこと。
 - ②以下の企業等（持ち株会社を含む）の取締役、執行役（員）、その他の役員、部長クラスを含む業務執行者として従事していないこと。
 - a オートボックスセブングループとの業務、取引の対価の支払い額または受取額が、当社あるいは相手先の連結売上高の2%以上となる顧客、取引先
 - b 取引額にかかわらず、オートボックスセブングループと実質的な利害関係を有する企業等（メインバンク、監査法人、弁護士事務所、コンサルタント会社等）
 - c 当社の大株主（発行済み株式総数の10%以上の保有）である企業等
 - d オートボックスセブングループが大株主（発行済み株式総数の10%以上の保有）となっている企業等
 - e オートボックスセブングループと取締役の相互兼任（株式の持合いによる取締役の相互派遣）の関係を有する企業等
2. オートボックスセブングループの役員、執行役員の配偶者あるいは2親等以内の親族でないこと。
3. 第1項に該当する者と生計を一にしていないこと。
4. 独立役員としての職務を果たすことができないその他の事情を有していないこと。

（平成22年2月24日制定）

インターネットによる議決権行使について

インターネットによる議決権行使は、**パソコン**又は**携帯電話**から議決権行使サイト (<http://www.webdk.net>) にアクセスし、画面の案内に従って行使していただきますようお願い申し上げます。

<http://www.webdk.net>

パソコンから議決権行使サイトへのアクセスの場合

1 議決権行使サイトにアクセスする

<サンプル画面>

インターネット議決権行使 ログインページ

■「議決権行使コード」と「パスワード」を入力してください。

「議決権行使コード」「パスワード」を入力してください。
最初のログイン時には自動的に「パスワード変更」の画面へ移りますので、新しいパスワードを登録してください。
新しいパスワードを登録していただきますと、議決権行使画面へ移ります。

<ご注意>
当社からご案内させていただきました「議決権行使コード」、および「パスワード」は、半角大文字にてご入力願います。
また、パスワードの登録に際しまして、半角大文字、半角小文字のいずれでも登録可能となりますのでご留意願います。

議決権行使コード:
パスワード:

招集通知に同封の議決権行使書に記載の「議決権行使コード」と「パスワード」を入力してください

2 行使方法を選ぶ

<サンプル画面>

インターネット議決権行使

議決権行使 / 議決権行使確認 / 議決権行使完了

会社名
期 間
開催日
議決権の数

株主総会参考書類・本付書類はこちらへどうぞ

■ 会社提案の全ての議案に賛成の場合: ① 全ての議案に賛成

(注) こちらを選択されますと、会社提案の全ての議案に「賛成」、株主提案の全ての議案に「否認」となります。

■ 議案毎に議決権を行使される場合: ② 議案毎に行使

■ 不統一行使をされる場合: 不統一行使

ログオフ

①「すべての議案に賛成」
②「議案毎に行使」のいずれかを選んでください。

3 ①「全ての議案に賛成」を選んだ場合

<サンプル画面>

インターネット議決権行使

議決権行使 / 議決権行使確認 / 議決権行使完了

下記の内容で行使いたします。
よろしければ「送信」ボタンを押してください。
(なお、変更のある場合は「やり直し」ボタンを押してください。)

会社名
期 間
開催日
議決権の数

■ 会社提案の全ての議案に賛成します。

会社提案の全ての議案に「賛成」、株主提案の全ての議案に「否認」となります。

行使内容を印刷して保存される場合は画面左下の印刷ボタンを押してください。

印刷 送信 やり直し ログオフ

会社提案のすべての議案に賛成する場合には、「送信」ボタンを押してください。

4 ②「議案毎に行使」を選んだ場合の議決権行使の入力

<サンプル画面>

インターネット議決権行使

議決権行使 / 議決権行使確認 / 議決権行使完了

会社名
期
開催日
議決権の号

株主総会参考書類・送付書類はこちらへどうぞ

■議案毎に議決権を行使される場合:

※ 第1号議案	種類株式発行に係る定款一部変更の件 一部の候補者を否認される場合は賛成を選択のうえ、否認する候補者番号をチェックしてください。 ○ 賛成 ○ 否認 例し、下記番号の候補者については否認します。 ☐ 1は否認 ☐ 2は否認 ☐ 3は否認 ☐ 4は否認 ☐ 5は否認 ☐ 6は否認
第2号議案	全部取得条項を付すための定款一部変更の件 ○ 賛成 ○ 否認
第3号議案	全部取得条項付普通株式取得の件 ○ 賛成 ○ 否認
第4号議案	株券発行に係る定款一部変更の件 ○ 賛成 ○ 否認
※ 第5号議案	全部取得条項を付すための定款一部変更の件 ○ 賛成 ○ 否認

※印の議案は、株主提案の議案です。

次へ

戻る ログオフ

各議案の「賛成」「否認」のいずれかの○枠内を押し、●を表示させ「次へ」を押してください。

5 ②「議案毎に行使」を選んだ場合の議決権行使の確認

<サンプル画面>

インターネット議決権行使

議決権行使 / 議決権行使確認 / 議決権行使完了

下記の内容で行使いたします。
よろしければ「送信」ボタンを押してください。
(なお、変更のある場合は「やり直し」ボタンを押してください。)

会社名
期
開催日
議決権の号

※ 第1号議案	種類株式発行に係る定款一部変更の件 賛成 1,2,3 は否認。
第2号議案	全部取得条項を付すための定款一部変更の件 賛成
第3号議案	全部取得条項付普通株式取得の件 賛成
第4号議案	株券発行に係る定款一部変更の件 賛成
※ 第5号議案	全部取得条項を付すための定款一部変更の件 賛成

※印の議案は、株主提案の議案です。

行使内容を印刷して保存される場合は画面左下の印刷ボタンを押してください。

印刷

送信 やり直し

ログオフ

議決権行使の内容を確認し、よろしければ「送信」ボタンを押してください。なお、変更のある場合は「やり直し」を押してください。

6 議決権行使の完了画面

<サンプル画面>

インターネット議決権行使

議決権行使 / 議決権行使確認 / 議決権行使完了

議決権を行使いただき、ありがとうございました。

閉じる

続けて議決権行使される方は[こちらへ](#)



携帯電話から議決権行使サイトへのアクセスの場合

1 ログイン画面

三井住友信託銀行

ログイン

■「議決権行使コード」と「パスワード」を入力してください。

議決権行使コード：
[]

パスワード：
[]

[ログイン]

<ご注意>
当社からご案内させていただきました「議決権行使コード」、および「パスワード」にてご入力願います。

お問合わせ先
☎0120-186-417

2 メインメニュー画面

三井住友信託銀行

メインメニュー

◆株主番号
◆株主氏名

議決権行使画面へ
利用ガイドを詳しく
パスワード変更へ

※氏名に表示できない文字が存在する場合はスペースにて表示しております。(例：代行 一郎)

お問合わせ先
☎0120-186-417

3 全議案賛成行使/個別行使選択画面

三井住友信託銀行

議決権行使

■会社提案の全ての議案に賛成の場合：
全ての議案に賛成
(注) どちらを選択しても可

■議案毎に議決権を行使される場合：
議案毎に行使

ログオフ

全議案
賛成
確認へ

4 個別行使入力画面

三井住友信託銀行

個別行使入力

◆株主番号
◆株主氏名

第1号議案
一部の候補者を否認される場合は賛成を選択のうえ、否認する候補者番号をチェックしてください。

次へ
やり直し
ログオフ

お問合わせ先
☎0120-186-417

個別行使
確認へ

5 全議案賛成確認画面

三井住友信託銀行
全議案賛成確認

下記の内容で行使いたします。
よろしければ「送信」ボタンを押してください。
(なお、変更のある場合は「やり直し」ボタンを押してください。)

送信
やり直し
ログオフ

6 個別行使確認画面

三井住友信託銀行
個別行使確認

下記の内容で行使いたします。

※印の議案は、株主提案の議案です。

第1号議案
賛成
2,3,4,5は否認。

送信
やり直し
ログオフ

※氏名に表示できない文字が存在する場合はスペースにて表示しております。(例: 代行 一郎)

お問合わせ先
☎0120-186-417

7 議決権行使完了画面

三井住友信託銀行
議決権行使完了

議決権を行使いただきありがとうございました。

続けて議決権行使される方はこちらへどうぞ

お問合わせ先
☎0120-186-417

8 ログオフ画面

三井住友信託銀行

ご利用いただきありがとうございました。

お問合わせ先
☎0120-186-417

【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先】

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行証券代行部

【専用ダイヤル】  0120-186-417 (9:00~21:00)

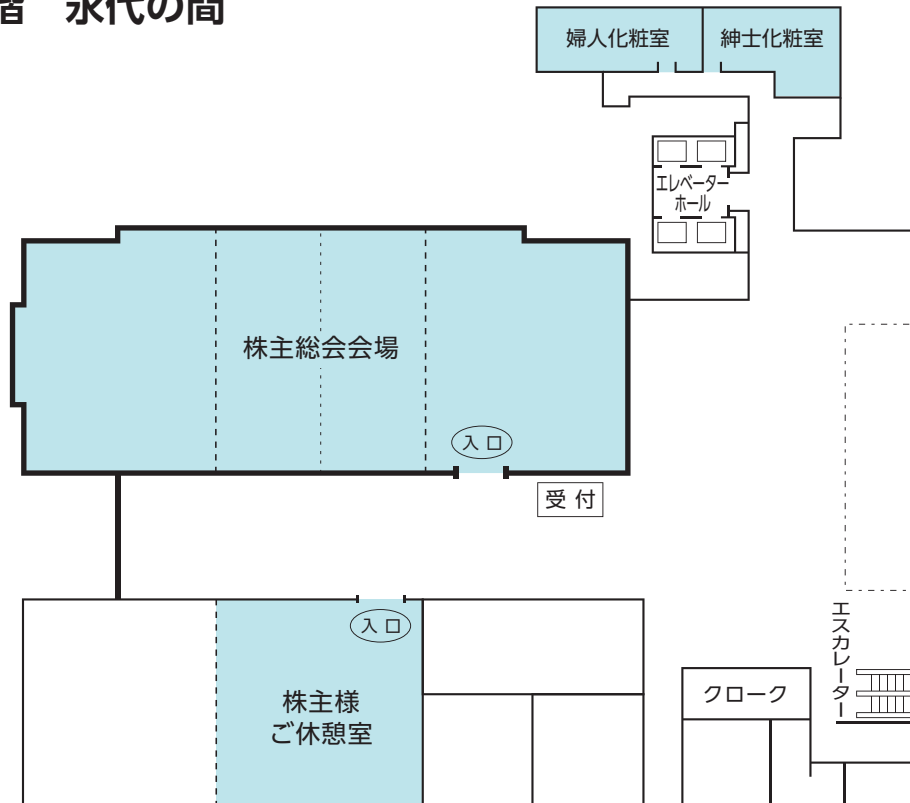
【議決権行使に関する事項以外のお問い合わせ】

 0120-176-417 (平日9:00~17:00)

〈株主総会会場見取図〉

ホテルイースト21東京

3階 永代の間



- 万一の場合の避難経路につきましては、会場に掲示しておりますのでご確認ください。
- 株主様ご休憩室では、弊社をより知っていただけるよう、パネルの展示、資料の配布などを行っております。また、お飲みものをご用意しております。
- ホテル内は全館禁煙となっております。ご了承ください。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

参考書類

株主総会 会場案内図

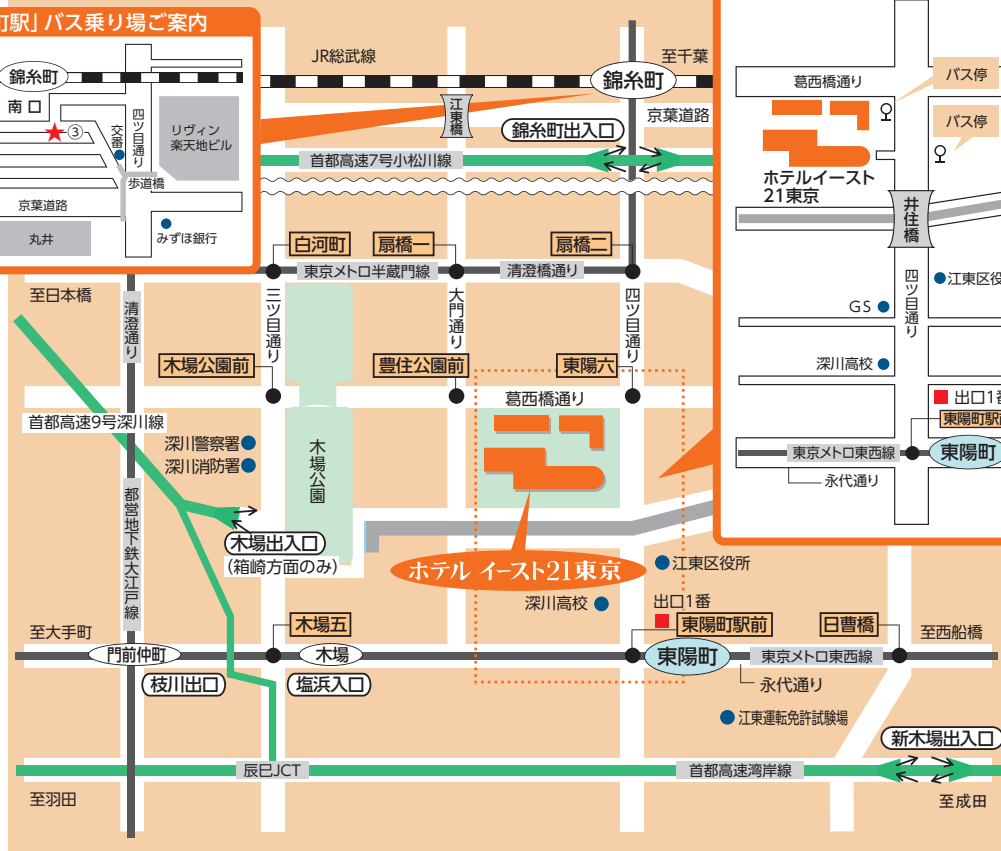
東京都江東区東陽六丁目3番3号

ホテルイースト21東京 3階 永代の間

- 「東陽町駅」1番出口より徒歩7分
- 「錦糸町駅」南口3番乗り場より都営バス〈東22〉で15分、「豊住橋」下車
- ホテル駐車場は、時間により満車となる場合がございます。あらかじめご了承ください。



「東陽町駅」→「ホテルイースト21東京」までの拡大図



クルマのことなら



オートバックス

UD

この冊子はユニバーサルデザイン(UD)書体を使用し、弱視・老眼等視力の低下にお悩みの方にも読みやすいよう配慮をしています。